

問題提起のあったその他の案件についての検討・対応状況（31案件）

1 動植物・食品関係

- (1) 紡績用洗い上げ獣毛輸入時のくん蒸について
- (2) 残留農薬に係る命令検査の見直し
- (3) うなぎ蒲焼輸入に係る命令検査の見直し
- (4) 家畜輸入規制における農林水産省と厚生労働省の統一的対応の確保
- (5) でん粉にかかる抱合せ制度の改善
- (6) 家畜伝染病予防法に基づく指定検疫物（穀物のわら及び飼料用の乾草）に係る海外生産設備検査の基準の明確化
- (7) 検疫有害動植物に係る日本の非検疫有害動植物リスト化方策について

2 医薬品・医療用具・化粧品関係

- (1) 化粧品の表示に関する規制の見直しについて
- (2) 化粧品の成分表示規制の緩和について

3 工業関係等

- (1) 電気用品安全法の改正に伴い新設された検査記録保存義務の軽減
- (2) 乳幼児用肌着に含まれるホルムアルデヒドに関する規制の緩和

4 運輸・交通関係

- (1) 背高コンテナの運搬許可申請に係る添付書類の簡素化

5 建設関係

- (1) 構造用集成材のJAS規格格付申請にかかる輸出国の試験データの受け入れ
- (2) 外国製木製防火戸の輸入促進

6 情報・通信関係

- (1) 輸入コンピューター用無線機に係る技術基準適合認定検査等の簡素化

7 輸入手続関係

- (1) 輸入品返品による関税・消費税の払戻し手続の簡素化
- (2) コーヒーメーカー用ジャグの関税分類の見直し
- (3) 関税法等改正に係る法施行の事前周知について
- (4) のりの輸入割当申請手続きの簡素・合理化
- (5) 自動車用カーベットの輸入関税率の適正化
- (6) 税関の執務時間の延長
- (7) 水産物輸入割当の一部撤廃及び輸入割当に係る申請手続の簡素・合理化
- (8) インターネットによる輸入貨物の情報提供
- (9) O E M供給品の輸入時の申請に係る提出書類に関する告示及び様式の定型化
- (10) 港湾荷役の24時間体制の推進
- (11) チップに関する輸入申告の弾力的運用
- (12) 医療用具輸入に際しての必要書類提出の簡素化・迅速化について
- (13) 簡易申告制度における輸入者の限定条件の解除
- (14) 簡易申告制度の改善
- (15) J E T R A Sによる輸入申告手続の導入

8 その他

- (1) グルタルアルデヒドの変異原性試験方法の国際的整合化

1 動植物・食品関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	<p>紡績用洗い上げ獣毛輸入時のくん蒸について</p> <p>[名古屋商工会議所]</p>	<p>1. 指定検疫物（動物、その死体又は骨肉卵皮毛類等で農林水産大臣が指定するもの）を輸入する場合は、輸出国政府機関により発行された家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがない旨の検査証明書が添付され、かつ、輸入検査（家畜伝染病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査）によりその安全性が確認されることが求められており（家畜伝染病予防法第 37 条、第 40 条等）当該輸入検査の結果、当該物資が家畜伝染病の病原体に汚染し又は汚染しているおそれがある等の場合には、当該物資を焼却、消毒等することが求められている。（同法第 46 条）</p> <p>この指定検疫物としては、家畜伝染病予防法施行規則第 45 条により、偶蹄類の動物、馬、鶏、犬及び兎等並びにその皮及び毛等が指定されている。</p> <p>また、消毒の方法については、毛等の場合、ホルマリン水による消毒が規定されているところ。（同施行規則別表第 1）</p> <p>2. 上記輸入検査及び当該検査に基づく消毒の具体的運用として、名古屋港及び名古屋空港を所管する動物検疫所においては、以下の取り扱いがなされている。</p> <p>洗い上げ羊毛（Scoured Wool）や洗い上げ山羊毛（Scoured Goat Hair）を輸入する場合は、汚れたものであっても、また、輸出国に関係なく、殆どくん蒸は不要との扱いがなされる。</p> <p>一方、洗い上げ兎毛（Scoured Rabbit Hair）、洗い上げカシミア整毛（Scoured & Dehaired Cashmere Hair）、洗い上げキャメル整毛（Scoured & Dehaired Camel Hair）等を輸入する場合、例えばドイツの OIE（Office International des Epizooties）基準に適合している旨の公的証明書（Official Veterinary Certificate）が添付されている等、日本と同等の検査基準・レベルを有</p>	<p>1. 洗い上げ兎毛の輸送中に新たな汚染の可能性がない場合には、ヨーロッパ各国政府機関の検査結果をそのまま受け入れ、くん蒸を行わないよう必要な措置を講ずることについて</p> <p>(1) 兎毛を含む獣毛類の輸入検査については、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の伝染性疾患の病原体をひろげる恐れがないことを確かめ、または信ずる旨の輸出国政府機関の証明書に係る違反の有無と現物との照合、確認及び家畜伝染病予防法で定められている家畜伝染病と届出伝染病（以下「監視伝染病」と総称する。）の病原体をひろげる恐れの有無について検査を行っており、ヨーロッパ各国政府機関が発行する検査証明書及びその証明内容を受け入れているところである。</p> <p>(2) さらに、獣毛類については、検査の結果、監視伝染病の発生している等家畜衛生上の問題のある地域で生産、発送あるいは経由した場合及びその加工、梱包及び輸送等の際に監視伝染病の病原体に汚染された恐れがある場合、我が国への監視伝染病の侵入防止を図るため、消毒を実施しているものであり、家畜防疫上これらの消毒を廃止することは出来ない。</p> <p>(3) しかしながら、洗い上げ獣毛については、輸出検査証明書及び輸入者等から提出される説明書等から、加工工程において監視伝染病の病原体が殺滅されることが確認できる場合は、くん蒸等消毒の措置は実施していない。</p> <p>(4) 本事例に係る加工処理については、輸入申請時に提示された内容だけでは病原体の殺滅効果が十分に担保されず、消毒を実施したところである。今後は輸入者等と緊密に連絡をとり、加工工程等必要な情報も入手し、消毒の実施の有無について迅速な処理に努めて参りたい。</p> <p>2. 輸入検査における具体的基準を明示し、くん蒸が必要となる場合には、その理由を明示するとともに、輸入業者等が</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>すると思われる、イギリス、ドイツ、フランス、スイス等先進ヨーロッパ各国政府機関の衛生証明を受けているものであっても、全てホルマリン水によるくん蒸が求められる状況。</p> <p>3. 洗い上げ兎毛等についても、くん蒸不要とするよう、名古屋港及び名古屋空港を所管する動物検疫所の担当官に対し、その要求どおり、洗い上げ工程及び使用洗剤等の資料を提出し、洗い上げ羊毛等と比べその清潔度に遜色はない旨の説明を行ったが、依然として洗い上げ兎毛等については、くん蒸を行わないと輸入できない状況。</p> <p>また、上記説明の際、当該動物検疫所のある担当官からは、「(その担当官が)在職する限り、過去に輸入実績のない獣毛は再くん蒸なしでは輸入許可は絶対しない。」と極言されているところ。</p> <p>4. しかし、上記ヨーロッパ各国からの洗い上げ兎毛等は、その製造過程において、幾度も高熱乾燥処理され、完全に無菌状態となっており、また、その衛生状態についても、日本と同等の検査基準・レベルを有すると思われるヨーロッパ各国政府機関の衛生証明を受けているものであり、更にホルマリン処理された原料については、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年第112号)に基づく政令において、乳幼児肌着類等への使用が禁止されているなど、ホルマリンは人体にとって有害な物質であり、本来、その使用は極力控えるべきものであることから、上記3.のような動物検疫所の対応は、不合理なものと考える。</p> <p>5. したがって、農林水産省は、洗い上げ兎毛等について、その輸送中に新たな汚染の可能性がない場合には、ヨーロッパ各国政府機関の検査結果をそのまま受け入れ、くん蒸を行わないよう必要な措置を講ずること、また、輸入検査における具体</p>	<p>今後どのようにすれば、くん蒸不要の物資として輸入することができるかを明確かつ丁寧に説示することについて</p> <p>(1)消毒等の実施についての具体的基準としては、昭和56年7月29日付け「輸入畜産物消毒基準について」(動物検疫所長通知)により明示されている。今後とも、くん蒸の実施に当たっては、輸入者等と一層緊密な連絡を取ることとし、明確、且つ、適切な対応に努めて参りたい。</p> <p>(2)なお、消毒方法については家畜伝染病予防法の消毒基準に準じて実施しており、獣毛類の消毒にはホルマリンガスくん蒸が適当とされており、現在これに取って代わる適切な消毒方法については見当たらない状況である。</p> <p>3. 当該物資の輸入検査及びくん蒸に係る費用は、輸入数量に関係なく定額の設定となっているが、数量により要する費用は異なるはずであるから、商品見本等少量の輸入に係る費用については、小額の価格設定としてほしいことについて</p> <p>(1)輸入検査に係る費用について 動物検疫の検査に係る費用は、要求していない。</p> <p>(2)消毒に係る費用について 輸入検査の結果に基づき、家畜防疫官の指示に従い、物品の所有者が消毒を実施することとされている。</p> <p>(再対処方針)</p> <p>1. 獣毛類については、家畜伝染病予防法に基づく輸入検査が義務付けられており同法施行規則第45条の規定により、指定検疫物として牛、豚、馬、めん羊、山羊、兎等の獣毛類が規定されている。</p> <p>2. これら獣毛類については、監視伝染病の発生のある地域から我が国に輸入される場合、その発生状況を考慮し、我が国への監視伝染病の病原体の侵入防止を図るため、昭和56年7月29</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>的基準を明示し、くん蒸が必要となる場合には、その理由を明示するとともに、輸入業者等が今後どのようにすれば、くん蒸不要の物資として輸入することができるかを明確かつ丁寧に説示すること。</p> <p>更に、当該物資の輸入検査及びくん蒸に係る費用は、輸入数量に係わらず定額の設定となっているが、数量により要する経費は異なるはずであるから、商品見本等少量の輸入に係る費用については、少額の価格設定としてほしい。</p> <p>(再意見)</p> <p>1. 繰り返しとなるが、ヨーロッパ各国から輸入する洗い上げ兎毛等は、消毒不要との扱いがなされている洗い上げ羊毛と同様の洗浄工程で製造されており、洗い上げ兎毛等を洗い上げ羊毛等と区別して取り扱い、消毒等を必要とする合理的理由はない。</p> <p>既に、動物検疫所の担当官の指示どおり、洗浄工程等病原体の殺滅に係る資料を提出し説明を行っており、農林水産省は、直ちに洗い上げ兎毛等についても消毒等を不要とする措置を採るべきである。</p> <p>2. 農林水産省からの回答においては、今後の具体的スケジュール及び具体的対処内容が明らかでなく、現行処理と大差なく単に表現を変えただけとしか受け取れない。</p> <p>さらに、本事例において、農林水産省は、具体的にどのような点について、洗い上げ兎毛等の病原体殺滅程度が洗い上げ羊毛等に比べ劣るとみなし、消毒等を要求したのか、その具体的理由も明らかでない。</p> <p>したがって、農林水産省は、上記具体的スケジュール、具体的対処内容及び本事例について消毒を求めた具体的理由を明らかにすべきである。</p>	<p>日付け「輸入畜産物消毒基準について」(動物検疫所長通知。以下「消毒基準」という。)に基づき消毒を実施している。</p> <p>3. 本事例に係る加工処理については、輸入検査時に提示された内容だけでは病原体が十分不活化されていることが確認できず、消毒を実施したところであるが、これまでに提出された資料等をもとに専門家の意見も交え検討したところ、兎毛の消毒対象としていない病原体が不活化される効果が確認できたところである。</p> <p>4. このことから、今後、当該加工処理されたことが輸出検査証明書等により確認できる兎毛については、消毒の必要のないものとして取り扱うこととする。</p> <p>5. また、今回兎毛以外ものについても言及があったが、従来より検査証明書及び輸入者からの説明書等により、加工工程において監視伝染病の病原体が不活化されることが確認できる場合は、くん蒸等の消毒の必要のないものとして取り扱っており、今後とも輸入者等と緊密な連絡をとり的確かつ迅速な処理に努めて参りたい。</p> <p style="text-align: right;">[農林水産省]</p> <p>(現在の検討状況) 再対処方針の具体的内容等について農林水産省に最終確認中。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(2)	<p>残留農薬に係る命令検査の見直し</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>中国からアスパラガスを輸入する際には、「食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令の実施について」(医薬局食品保健部監視安全課長通知)により、農薬ジクロルボスの残留濃度に関する命令検査を行うことが必要とされている。中国関係機関に照会したところ、既にアスパラガスには上記農薬は使用していないとのことである。</p> <p>厚生労働省は、諸外国の実情を把握し、上記通知から当該品目を削除するなど必要な措置をとることにより、不必要な命令検査については廃止すべきである。</p>	<p>中国産グリーンアスパラガス(加工品を除く。)については、平成10年に基準(0.1ppm)を越えるジクロルボスが検出されたことから、平成10年9月4日以降、命令検査を課しておりますが、本年度で検査命令を実施してから3年間となります。その間違反事例がないことから、本年度末に実施する検査命令品目の見直しで、除外が可能か検討することと致します。</p> <p>また、中国産未成熟えんどう(加工品を除く)については、本年度においても、基準値(0.05ppm)を超えるシベルメトリンが検出されていることから、検査命令対象品目からの除外はできません。</p> <p>なお、検疫所において発見された違反事例については厚生労働省ホームページ内に掲載しております。</p> <p>(参考)</p> <p>ジクロルボス：有機りん系殺虫剤。基準値を超えて摂取すると、頭痛、食欲不振、悪心、めまいを起こすおそれがある。</p> <p>シベルメトリン：合成ピレスロイド系殺虫剤で、1987年に登録された。きわめて広い殺虫スペクトラムを持つ。基準値を超えて摂取すると、頭痛、悪心等を起こすおそれがある。</p> <p>[厚生労働省]</p> <p>(現在の検討状況)</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(3)	<p>うなぎ蒲焼輸入に係る命令検査の見直し</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>うなぎの蒲焼を海外から輸入する際には所定の食品検査を受ける必要があり、この内容は工程の凍結直前の加熱の有無により命令検査と自主検査に分けられている。命令検査の場合には、「食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令の実施について」(医薬局食品保健部監視安全課長通知)により、保税上屋の搬入、数量等の確認作業後、厚生労働省へ命令検査申請書を提出して、検査実施許可を得た後に検査が実施される。この間2~3日を要し、週末をはさんだ場合は4~5日を経過して</p>	<p>食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令による検査は、生産地の事情等からみて違反のおそれのあるものが輸入される蓋然性が高く、食品衛生上の危害の発生を防止するために必要とされるものであり、検査業務の信頼性、公平性の確保等の理由により、厚生労働大臣若しくは厚生労働大臣の指定する検査機関において実施するとされており、自主検査の結果についてはその受入を行っていない。</p> <p>また、現在のところ、中国産冷凍うなぎの白焼き及び蒲焼きについては食品</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>ようやく 24 時間の検査実施となる。従来一元的に行われていたうなぎの蒲焼に関する自主検査は、現在行われている命令検査とその内容において違いは無く、したがって自主検査でもその有効性は十分である。徒に時間がかかる命令検査は廃止し、中国産鰻加工品を上記通知別表 1 から削除するべきである。また、もしこれが不可能である場合には、命令検査の必要性を証明してほしい。</p>	<p>衛生法違反が毎年認められることから、検査命令対象品目から除外することはできないが、輸出国における衛生対策等により、輸出国政府がその安全性を保障することが可能な場合にあっては、協議を行うことにより、施設等ごとに検査命令による検査を免除する場合もある。</p> <p>(参考)</p> <p>中国産冷凍うなぎの蒲焼きの最近の違反事例 成分規格不適合：大腸菌群の検出、100,000/g を越える生菌数 [厚生労働省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(4)	<p>家畜輸入規制における農林水産省と厚生労働省の統一の対応の確保</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>欧州での狂牛病多発を背景に、農林水産省は、家畜伝染病予防法に基づき 2001 年 1 月 1 日以降汚染地域から船積される牛肉等の輸入を当分の間停止した。一方、厚生労働省は、食品衛生法に基づき 2000 年 12 月に船積された牛肉等についても、事実上輸入不許可とし、その後食品衛生法の改正を行ったところ。</p> <p>農林水産省と厚生労働省の対応が区々となり、また、食品衛生法の改正に当たっては、同改正法が遡及適用された結果、輸入業者及び海外事業者に多大の混乱と不利益が生じた。</p> <p>今後、類似の問題が発生した場合には、同一対象品目について、所管省庁間で調整を図り、省庁間で対応を区々とする事ができないようお願いしたい。また、法改正に当たっては、事業者等に与える影響が大きいことから遡及適用をすることができないようお願いしたい。</p>	<p>1. 農林水産省では、海外から輸入される動物及び畜産物等を介して我が国への家畜の伝染性疾病の侵入を防止する観点から、動物検疫所において家畜伝染病予防法に基づく輸入検疫を実施している。</p> <p>2. 農林水産省としては、平成 12 年、EU 諸国等において牛海綿状脳症の発生が拡大していることから、我が国への当該疾病の侵入防止に万全を期すため、平成 13 年 1 月より EU 諸国等から輸入される、牛肉、牛臓器及びその加工品等並びに動物性加工蛋白（肉骨粉、肉粉、骨粉等）を、また、平成 13 年 3 月より同諸国等からのめん羊及び山羊の肉、臓器及びその加工品等の輸入停止措置を講じたところである。（なお、肉骨粉等の検疫措置については、我が国における牛海綿状脳症の発生を受けて、平成 13 年 10 月に見直しを行ったところである。）</p> <p>3. これらの措置は、家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫上の観点から農林水産省が講じた措置であり、厚生労働省が食品衛生法に基づき公衆衛生上の危害を防止するために講じた措置とは、完全に統一の対応が確保できるものではないが、輸入者等の混乱をできるだけ最小限にとどめるために、今後とも厚生労働省の連携を図って参りたい。</p> <p>[農林水産省]</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>厚生労働省においては、EU諸国等における牛海綿状脳症の発生状況を勘案して、平成12年12月22日付けで同日以降、EU諸国等から牛肉等が輸入されることのないよう関係営業者の指導方、各検疫所長あてに通知し、さらに、平成13年2月15日に食品衛生法施行規則（省令）を改正し、伝染性海綿状脳症にかかり、又はその疑いがある獣畜由来の肉、臓器及び食肉製品の輸入を法的に禁止したものである。これにより、EU諸国等とさつ、解体、分割又は細切された牛肉等については、伝染性海綿状脳症にかかった疑いがある牛が処理されたおそれがあるため、同法に基づき輸入を禁止する措置をとったところである。</p> <p>上記の一連の措置は、輸入食肉等の安全性を確保し、国民の健康を守る観点から、実施されたものであり、また、公衆衛生上の迅速な危害防止策が必要であったことから、経過措置を設ける性質のものではないと認識している。</p> <p>また、2月15日に公布、施行された食品衛生法施行規則改正は、同日時点で輸入手続中の牛肉等を含め、同日以降に行われる伝染性海綿状脳症にかかった疑いのある牛肉等の輸入手続を法令上禁止したものであり、法令の遡及適用ではない。</p> <p>なお、公衆衛生上の観点から厚生労働省が食品衛生法に基づき実施する措置と、家畜防疫上の観点から農林水産省が家畜伝染病予防法に基づき実施する措置とは、完全に統一的な対応ができるものではないが、できる限り事業者等への混乱を最小限にとどめるために、今後とも関係省庁間で連携を図って参りたい。</p> <p style="text-align: right;">[厚生労働省]</p> <p>（現在の検討状況） 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(5)	<p>でん粉にかかる抱合せ制度の改善</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>コーンスターチ用とうもろこしに対する国産いも澱粉との抱き合わせ政策によって、割高なコーンスターチの使用を余儀なくされているところ。</p> <p>しかし、当該制度は、輸入業者や消費者にとって非常に分かり難い制度と</p>	<p>コーンスターチ用とうもろこしと国産いもでん粉の抱合せ制度は、ユーザー等に対し安価な輸入品の提供を確保するとともに、でん粉需給の安定を図り、国産いもでん粉の需要確保とでん粉原料いも生産農家の所得安定を図るた</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>なっており、その法令上の根拠、枠組み、具体的運用方針についても不明確・不透明な状況。</p> <p>したがって、農林水産省は、輸入業者等に対し、本制度に係る法令上の根拠、具体的運用方針について、明示するとともに、具体的には、国産いも澱粉との抱き合わせ制度について、現行のコーンスターチ用とうもろこしのみを対象とせず、飼用・工業用を含む輸入とうもろこし、輸入澱粉全体で抱き合わせ義務を負うべきと考える。</p>	<p>めに設けられたものであり、国産いもでん粉の引き取りを条件として、ユーザーに無税のコーンスターチ用とうもろこしを割り当てているところである（なお、一定の関税（50%又は12円/kgのいずれか高い方）を支払えば、国産いもでん粉を引き取る必要はなく、自由に輸入を行うことができることとなっている。）。</p> <p>また、コーンスターチ用とうもろこしの関税割当は、「関税率法」（第9条の2）、「関税暫定措置法」（第8条の6）及び「関税割当制度に関する政令」の規定に基づいて実施しており、抱き合わせられる国産いもでん粉の購入基準等については、「とうもろこし等の関税割当制度に関する省令」（第6条）の規定に基づいて定め、経済産業公報、JETRO 通商弘報、農林水産省ホームページ等により公表している。</p> <p>こうした制度の下、価格支持の費用負担をしているユーザーや消費者のことも考慮しつつ、国産いもでん粉工場の整理・合理化等を通じて、国産いもでん粉の製造コストの低減に努めてきているところであり、今後とも、国内のでん粉需給の動向を注視しつつ、制度の適切な運用に努めていくこととしている。</p> <p>なお、飼用（飼料用）・工業用（コーングリッツ用、コーンフラワー用等）輸入とうもろこしについては、でん粉用に使用されないため、抱合せ制度の対象とすることは適当ではないと考えている。</p> <p style="text-align: right;">[農林水産省]</p> <p>（現在の検討状況） 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(6)	<p>家畜伝染病予防法に基づく指定検疫物（穀物のわら及び飼料用の乾草）に係る海外生産設備検査の基準の明確化</p> <p style="text-align: right;">[在日中華]</p>	<p>中国は、これまでも穀物のわら及び飼料用の乾草（以下「飼料用わら等」という。）を日本に対し輸出しているところ。</p> <p>平成12年3月の口蹄疫発生を踏まえ、同年秋の臨時国会において家畜伝染予防法（昭和26年法律第166号）が改正され、輸入検疫について農林水産大臣が指定検疫物の対象に指定できる物として飼料用わら等が追加された。</p> <p>これにより、新たに飼料用わら等に</p>	<p>1 穀物のわら及び飼料用の乾草の消毒処理施設の検査基準の明確化</p> <p>現在、農林水産大臣の指定する穀物のわら及び飼料用の乾草（以下「わら及び乾草」という。）の消毒処理施設に係る指定（検査）基準は、中国との間で取り決めた家畜衛生条件中に、その基本的構造を規定している。消毒施設は、各施設においてその立地条件及び構造が様々であることから、指定にあたっては、家畜衛生条件に規定されている指定（検査）基準をベースに、</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	<p>人民共和國大使館]</p>	<p>についても、その輸入に当たっては、輸出国の政府機関が発行する検査証明書の添付が義務付けられることとなり、また、当該検査証明書の発行に当たっては、当該飼料用わら等の生産設備が日本及び中国政府機関による検査に合格していることが求められることとなった。</p> <p>平成 13 年 2 月及び 3 月に実施された日本側の検査において、複数の企業が不合格となったが、日本側の検査については、当該検査基準が不明確・不透明なため、改善策を講ずることが困難となっている、また、検査制度及び事務手続が不透明なため、再検査の要請がかなわない状況となっている。</p> <p>したがって、当該検査について、当該検査に係る基準を明示し、改善方を容易に取れるようにするとともに、再検査に係る手続について、明確化・迅速化を図り、直ちに検査官を中国に派遣し再検査を実施してほしい。</p>	<p>わら及び乾草の的確な消毒処理の実施と、消毒後のわら及び乾草の適切な再汚染防止状況が可能な施設であることを確認のうえ、当該施設の指定の可否について総合的に判断している。したがって、家畜衛生条件に規定されている施設の指定（検査）基準を、より明確にすることは困難である。</p> <p>2. 再検査にかかる手続について 現地調査の結果、最終的に指定されなかった施設については、必要に応じて不備事項を指摘し、当該不備事項について改修等がなされた場合は、中国政府より改修に係る関係書類の提出を求めるとともに、提出された関係書類により改修されたと判断された場合、再度現地調査を実施することを基本に確認を行っている。</p> <p>8 月末に中国政府より各施設の改修状況等に関する資料が提出されたところであり、現在、中国政府あてに回答を準備しているところであり、近々のうちに回答を発出する予定である。</p> <p>また、あわせて現在、現地調査のための出張の日程についても検討しているところであり、今後、中国側と日程調整の後に、できるだけ速やかに、現地調査のための家畜衛生専門家の派遣を行っていきたい。</p> <p>[農林水産省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(7)	<p>検疫有害動植物に係る日本の非検疫有害動植物リスト方策について</p> <p>[在日ニュージーランド大使館]</p>	<p>1. 植物防疫法第 5 条の 2 においては、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、国内に存在することが確認されていないもの、又は、既に国内の一部に存在しており、かつ、国により発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられているものとして農林水産省令で定めるものを「検疫有害動植物」としている。</p> <p>しかし、上記を受けた植物防疫法施行規則第 5 条の 2 においては、当該検疫有害動植物のリストを掲す</p>	<p>1. 「検疫有害動植物について、植物防疫法施行規則第 5 条の 2 において非検疫有害動植物 63 種類を限定的にリスト化し、それ以外の動植物はすべて検疫の対象とする」との NZ 側の指摘は正確ではなく、我が国の植物検疫制度では、有用な植物を害し、我が国の農業生産に影響を及ぼす有害動植物のみを輸入植物検疫の対象としているところであり、植物を加害しないものまでを輸入植物検疫の対象としていない。</p> <p>2. 「現行の非検疫有害動植物をリスト</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>るのではなく、「次に掲げるもの以外の有害動物又は有害植物とする」として、検疫の対象とならない(安全性が確認された)非検疫有害動物63種類を限定的にリスト化し、それ以外の動植物は全て検疫の対象とするという方策を取っているところ。</p> <p>2. 当該方策を取っていることについて、農林水産省は、日本は有数の植物輸入国であり、仮に、検疫有害動物をリスト化しようとする、10万種以上の病害虫をリスト化しなければならず、かつ、未知の有害動物をリスト化することは困難な反面、未知の有害動物についても、安全性が確認されない以上は我が国への侵入を阻止する必要があること、検疫有害動物をリスト化しているニュージーランドにおいても、新たな種類の農産物の輸入希望があった場合には、当該農産物に付着する有害動物のPRA(危険度の解析)が終了するまでは、当該農産物の輸入を認めないという措置を取っており、当該国の事情を踏まえた最善の有害動物侵入防止策という観点から議論すべき問題であり、リストの策定方法のみを取り上げて議論することは適当ではないとしている。</p> <p>3. しかし、上記非検疫有害動物をリスト化するという方策の結果、検疫動植物をリスト化した場合には検疫対象とはされないはずの、既に広く日本に分布しており発生予察事業等の措置もとられていない病害虫や、FAO(国際連合食糧農業機関)の基準によれば検疫有害動物に当たらない病害虫が、検疫の対象とされている状況。</p> <p>具体的には、<i>Asynonychus cervinus</i>(Boheman), <i>Tetranychus urticae</i>(Koch), <i>Heliothrips haemorrhoidalis</i>(Bouche), <i>Tuckerella flabellifera</i>(Miller), <i>Hemiberlesia lataniae</i>(Signoret), <i>Tyrophagus putrescentiae</i>(Schrank), <i>Limothrips cerealium</i>(Haliday)の7種については、日本においても検疫の対象とすべきではない病害虫であるにもかかわらず、上記</p>	<p>として提示する方法から検疫有害動植物を提示する方式に改めるべきである」とのNZ側の指摘については、NZとは輸入検疫制度に相違があることからリストの作り方についても相違があると認識している。すなわち、NZは新たな農産物は元々輸入禁止されており、それについての輸入希望があった場合に当該国の当該植物に付着する病害虫のPRA(危険度解析)を行いそれが終了するまで輸入検疫措置を決定しない(それまで輸入禁止のまま)と承知している。この制度の下では、PRAの終わった病害虫のうち危険な物を順次検疫有害動植物リストに追加する一方、PRAの終わっていない病害虫の輸入を認めないことで検疫上の安全を確保している。一方、我が国は、輸入禁止及び栽培地検査対象の病害虫の付着するおそれのある植物以外の植物類は、輸入検査を受け検査に合格すれば(不合格となっても消毒すれば)すべて輸入が可能であるというきわめて透明性のある制度を採用している。</p> <p>3. 「検疫有害動植物リスト」を策定すべきとのNZ側の指摘については、我が国としては、国内農業に重大な影響を及ぼす可能性のある未知の病害虫を含む10万種以上ともいわれる有害動植物の国内への侵入・定着を回避するためには、検疫有害動植物を非検疫有害動植物リストの挙げられている有害動植物以外のものとして示すことがより効果的であると考えていることから、この方式を採用しているものである。したがって本件については、それぞれの国の事情を踏まえて最も効果的な検疫有害動植物の侵入の防止策をとるべきであり、リストの作り方だけを取り上げて議論することは適当ではない。</p> <p>なお、国際基準は、リストの作り方で決めておらず、我が国の「検疫有害動植物リスト」の策定方法が国際的</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>リスト化の結果、検疫の対象とされてしまっている。</p> <p>また、当該非検疫有害動植物のリスト化により検疫を行っているのは、主要農産物輸入国では、日本1か国のみであり、日本は国際標準に準拠していない状況となっており、更に、本件問題は、ニュージーランドのみならず、他の対日農産物輸出国においても同様の問題となっている。</p> <p>4. したがって、農林水産省は、検疫有害動植物について、現在の非検疫有害動植物をリスト化しそれ以外の動植物を全て検疫の対象とする方策を改め、国際標準に準拠し「検疫有害動植物リスト」を策定することとするとともに、当該措置までの間においては、直ちに上記7種の病害虫を検疫の対象としない措置を講ずる必要がある。</p> <p>(再意見)</p> <p>1. 農林水産省からの回答1.で、農林水産省は、「非検疫有害等植物としてリスト化されている63種類以外の動植物は全て植物検疫の対象とする」とのニュージーランド側の指摘は正確ではないとしています。ニュージーランドは、「植物を加害しないものを輸入植物検疫の対象としていない」という、農林水産省の主張には同意します。しかし私共が懸念するのは、植物を加害する可能性はあるものの、日本では検疫有害動植物ではないものについてです。なぜなら、例えばそれらは既に日本で発生しているものであり、FAOで定義されている検疫有害動植物(quarantine pest)ではないからです。従ってニュージーランドは、「有用な植物を害し、日本の農業生産に悪影響を及ぼす有害動植物のみが植物検疫制度の対象となる」その有害動植物をリスト化されるよう、再度要請したいと思います。</p> <p>2. 農林水産省からの回答2.では、「我が国は、輸入禁止及び栽培地検査対象の病害虫の付着するおそれのある</p>	<p>に定められた方法に反するとNZの主張は誤りである。</p> <p>4. また、非検疫有害動植物の追加については、今後とも、有害動植物の危険度の評価を進め、我が国の国内農業生産に影響を及ぼさない有害動植物については、順次非検疫有害動植物に追加し、有害動植物の危険度に応じた植物検疫を実施していくこととしており、NZ側が検疫の対象としない措置を講ずる必要があるとしている7種の病害虫についても、現在、その取扱いについて検討中である。現時点で結論は得られていないが、7種の病害虫の中には例えば我が国未発生有害動物が含まれている等我が国としては慎重な検討が必要との立場である。</p> <p>(再対処方針)</p> <p>1. NZ再意見の1について</p> <p>(1) 我が国が植物類を加害しないものを輸入検疫の対象としていないことについて、NZの同意が得られたものと考えます。</p> <p>(2) NZの指摘される「有用な植物を害し、日本の農業生産に悪影響を及ぼす有害動植物のみが植物検疫制度の対象となる。その有害動植物をリスト化するよう再度要請したい」との点については、同じ主張を繰り返されているものと理解されます。また、この点に関する貴国からの同じ趣旨の質問はNZの再意見2及び再意見4でも表現を変えて繰り返されています。我が国としては、前回の我が国からの回答中2及び3で説明したところですが、改めて、一括して本文の「2について」及び「4について」で説明します。</p> <p>2. NZの再意見2について</p> <p>(1) NZの指摘される「我が国は、輸入禁止及び栽培地検査対象の病害虫の付着するおそれのある植物以外の植物類は、輸入検疫を受け検査</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>植物以外の植物類は、輸入検査を受け検査に合格すれば（不合格となっても消毒すれば）すべて輸入が可能であるという極めて透明性のある制度を採用している」と主張されていますが、私共の提起した問題に対処していません。私共が問題としているのは、日本のくん蒸・消毒の制度が科学的に正当でない政策に基づくものであり、そのため、既に日本に存在する有害動植物が付着している場合でさえ、その輸入品がくん蒸される結果となっているという点です。</p> <p>3．農林水産省からの回答3.では、私共の2001年6月29日付けの問題提起書(2)で「最近 ICPM が『公的防除 (official control)』の国際基準定義を採択したことから考えて、農林水産省が日本の植物検疫政策を早急に国際慣行に合致させることが可能になると、私共は期待する」とした要請に対して、農林水産省は回答していません。私共は、昨年5月に国際的に合意された「公的防除 (official control)」の新定義を日本が採用、導入されることを確認したいと思います。</p> <p>4．農林水産省からの回答は、私共が(2001年6月29日付けの問題提起書(3)、2000年7月12日付けの問題提起書(1)の日本の非検疫有害動植物リストについて)提起した、1996年植物防疫法第5条の2で定められている「有害動植物」を指定する省令を発令するという要件を、植物防疫法施行規則が満たしていないという私共の懸念について答えていません。農林水産省からの回答1.で、農林水産省が非検疫有害動植物リストにある63種類以外の動植物には、害を及ぼす動植物と害を及ぼさないものがあるとの認識を示しているのは、63種類の有害でない動植物のみをリスト化している現行の日本の制度が、「有害動植物」を指定するという法的要件を満たしていないことを自ら証明することになります。従って私共は、農林水産省が、植物防疫</p>	<p>に合格すれば(不合格となっても消毒すれば)すべて輸入が可能であるというきわめて透明性のある制度を採用しているとしているのはN Zの提起した問題に対処していない」との点については、次のとおり説明します。</p> <p>我が国が非検疫有害動植物リストを指定している方式は、我が国の輸入検疫制度と農産物の輸入実態に即した現実的な措置であり、N Zとは輸入検疫制度に相違があることから、リストの作り方にも相違があるものと認識しています。我が国の場合、輸入禁止及び栽培地検査対象の病害虫の付着するおそれのある植物以外の植物類は、輸入検査を受け、検疫有害動植物の付着が認められなければ、合格(有害動植物の付着により不合格の場合、消毒すれば合格)として輸入可能です。この輸入検査制度の下で、現在、世界から多種多様、大量の植物類が輸入されております。一方、世界には10万種もの膨大な種類の病害虫が存在すると言われており、それに対して現在の輸入検査制度による実態を前提として、検疫有害動植物リストを作成することは、現実には不可能です。仮りに少種類づつ順次、検疫有害動植物のリストを作成するとするならば、その過程で、大多数の未判定(検疫有害動植物リストに指定されていない)の病害虫は検疫対象とできず、大量の農産物の輸入の中で、我が国への病害虫の侵入及びまん延、被害を防止するという植物検疫の適正な実施を期することができないことを意味します。このため、そのような方式は、我が国にとっては現実性がなく、制度として採用できません。ただし、もし、N Zのように農産物の輸入を禁止した上であれば、輸入要請があった段階で初めて各国ごと、国別にその対</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>法第5条の2で規定されている通り、「有害動植物」を指定するという日本の法律要件を導入されることを要望します。</p> <p>5. 農林水産省の回答4.について、ニュージーランドは1年以上前に(2001年1月)更に基本的な政策変更に取り組む暫定的な措置として、7つの有害動植物の検疫ステータスの明確化を要請しました。残念ながら農林水産省からいまだ回答を頂いておりませんが、これらの有害動植物について調査中であるとの報告を歓迎しております。日本に存在しているのか、いないのかについて農林水産省から回答を下さいますようお願い致します。</p>	<p>象病害虫を調査及び評価を実施し、その結果に基づき輸入条件等を付した上で輸入検査を開始(解禁)することができるため、検疫有害動植物リスト方式は有効といえます。しかし、現在、大量の農産物が輸入されている日本の現状の下では、NZのような方式をとることは、不可能であり、従って、世界の病害虫の中で、日本に発生し、かつ、発生予察事業その他防除の対象とならない病害虫の中からその重要度、被害程度、防除状況、同定診断技術等を調査しつつ、国内農業生産上、問題としなくてよいものから順次、非検疫有害動植物リストに追加する方式とすることが植物検疫の目的を損なわず、かつ、輸入実態に支障を来さない現実的な方法であるとして採用されているところです。</p> <p>(2) NZの指摘される「日本のくん蒸・消毒制度が科学的に正当でない政策に基づくものであり、そのために既に日本に存在する有害動植物が付着している場合でさえ、その輸入品がくん蒸される結果となっている」について、次のとおり説明します。</p> <p>我が国の輸入検疫におけるくん蒸・消毒について、対象となる病害虫は、上記で述べた「検疫有害動植物」です。これらは、我が国の農業生産上重大な被害を及ぼすものであり、それらの検疫有害動植物の我が国への侵入・まん延の危険性を防止するために効果的な消毒を行うことは、正当な科学的根拠に基づくものであり、必要不可欠なものです。我が国では、検疫有害動植物が付着したままの農産物を消毒も行わずにそのまま輸入を認めることはとうてい国民に受け入れられないことを理解願いたい。</p> <p>3. NZの再意見3について NZの指摘する「昨年5月に国際的</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>に合意された公的防除の新定義を日本が採用導入されることを確認したい」との点については、次のとおり説明します。</p> <p>昨年4月にIPPC植物検疫措置に関する暫定委員会(ICPM)において採択された「公的防除」の国際基準については、今後の我が国の植物検疫制度のあり方を考える場合の基盤の1つとなるべきものと考えています。一方、我が国は世界最大の農産物の輸入国であり、大量の農産物に付着して病害虫が侵入するリスクが非常に高いという状況を考慮する必要があります。例えば、国内では発生予察事業対象の病害虫について、国を中心とした防除指導の下、懸命に防除努力をしています。これに対して、海外から輸入される農作物に付着する大量の病害虫を防除対象としなければ、我が国の農業生産の場面の防除の努力が無駄になります。我が国における植物検疫制度及び公的防除のあり方については、このような観点からも考慮が必要だと考えています。</p> <p>4. NZの再意見4について</p> <p>NZの指摘される「有害動植物を指定する省令を発令するという要件を、植物防疫法施行規則が満たしていない」との点及び「農林水産省が非検疫有害動植物リストにある63種類以外の動植物には害を及ぼす動植物と害を及ぼさないものがあるとの認識を示しているのは、63種類の有害でない動植物のみをリスト化している現行の日本の制度が「有害動植物」を指定するという法的要件を満たしていない」との点については次のとおり説明します。</p> <p>検疫有害動植物は植物防疫法第5条の2に基づき、植物防疫法施行規則第5条の2で、「次に掲げるもの以外の有害動物又は有害植物とする」として、有害動植物63種類の非検疫有害動植物が掲げられています。このよう</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>に、非検疫有害動植物を指定する方式となった理由は上記 2 で既に詳細に説明したとおりです。我が国の現行の検疫有害動植物に関する法及び省令による規定は、植物防疫法及び同法施行規則の改正（平成 8 年）に際しての法令制定上の諸審議及び手続き（国会審議、法制局審査、学識者の検討、公聴会等）を踏まえて定められたものであり、我が国の法制上のことであり、法的要件を満たしていないとは考えていません。</p> <p>5 . NZ の再意見 5 について</p> <p>NZ から指摘されている「7 種の有害動植物の検疫ステータスの明確化の要請」については、現在、その取扱いについて検討中です。現時点で最終的な結論は得られていませんが、7 種の病害虫の中には我が国未発生有害動物が含まれている等慎重な検討が必要と考えています。検討結果については、現時点では明示できる段階にありませんが、検討が終了次第、従来と同様 NZ 大使館を經由して NZ 植物検疫機関に回報したいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">[農林水産省]</p> <p>（現在の検討状況） 問題提起者において検討中。</p>

2 医薬品・医療用具・化粧品関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	<p>化粧品の表示に関する規制の見直しについて</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>化粧品の表示に関して薬事法第 61 条では「化粧品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。」とされている。現在取り扱っている輸入化粧石鹸は、3~4 個が 1 つのパックに包装されている。メーカーは 3 個あるいは 4 個を 1 つの商品として認識しており、約 5 年前、この表示をする際に薬事衛生事務所へ相談した際にも問題ない旨確認していた。ところが、この度、薬事衛生事務所から、薬事法での直接の容器とは、セロハンではなく、中の箱であるという指摘を受け困惑している。表示の修正をするには、商標使用に関する問題があり、また機械の導入や人件費の増などコスト面でも大変な負担となる。</p> <p>諸外国での認識どおり、1 パックを 1 つの商品と考え、個別に小売しないように促す文章を明記することで、外側のセロファンを直接の容器として表示することを認めていただきたい。</p>	<p>薬事法第 61 条では、消費者保護の観点等から、消費者が必要な情報を入手したり、必要に応じて製造業者等へ連絡したりするため、または類似の製品と混同することを防止するため、個々の製品の「直接の容器又は直接の被包」に「製造業者氏名及び住所」「名称」「製造番号」「成分の名称」等の事項を記載しなければならないと定めている。</p> <p>ここでいう「直接の容器又は直接の被包」とは、化粧品が直に収められている容器(化粧品のびん、箱等)又は被包(化粧品の包み紙等)のことを指しているが、今回指摘のように「小分けして販売しない旨を明記することで外側のセロハンを直接の被包とする」とした場合、外側のセロハンのみ法定表示がされ、包装されている個別の化粧品のそれぞれには法定表示がされないこととなる。</p> <p>この表示方法では購入時には表示事項を確認することができるものの、実際の使用に際して化粧品をセロハンから取り出した後は、法定表示事項が記載されたセロハンは破棄されることが想定されるため、消費者の手元には全く表示のない箱入り化粧品が残るのみである。</p> <p>したがって開封後、すぐに使用されなかった化粧品については、消費者は化粧品の適正使用のための情報等を得られないことになり、結果として類似の製品と混同したり、場合によっては健康被害(アレルギー等の皮膚障害、脱毛等)を招いたりするおそれがある。</p> <p>したがって、消費者の安全確保のために、個々の直接の被包ごとに表示がなされるべきであり、小分けして販売しない旨を明記したとしても外側のセロハンを直接の被包とみなすことはできない。</p> <p>[厚生労働省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(2)	<p>化粧品の成分表示規制の緩和について</p> <p>[東京商工</p>	<p>平成 13 年 4 月以降「化粧品規制緩和」により薬事法施行規則の一部改正に伴い、化粧品として配合が認められた成分も増え、今まで認められていなかった「1, 3 - ジメチロール - 5, 5 - ジメチルヒダトイン」及び「N, N」</p>	<p>ホルマリンドナー型防腐剤は、皮膚感作性および皮膚アレルギー性を有すると考えられるホルムアルデヒド(化粧品配合禁止成分)を遊離するため、中央薬事審議会が科学的根拠に基づいて審議された結果を踏まえ、消費者に対する情</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	会議所]	<p>- メチレンビス [N ' - (3 - ヒドロキシメチル - 2 , 5 - ジオキソ - 4 - イミダゾリジニル) ウレア] も配合制限があるものの防腐剤として輸入を認められた。しかし、それが配合されている商品の販売にあたっては、購入時及び使用時の注意表示として「ホルムアルデヒドに過敏な方および乳幼児のご使用はおさげてください。」と記載することとされた。</p> <p>これを商品に記載することは、消費者に商品の安全性に対し多大な不安を与え、販売者としての信用にも傷がつきかねない。米国はじめ諸外国では、この成分は注意事項の表記など無く長年使用されつづけている。</p> <p>したがって、この様な注意事項の記載を規制から除いていただきたい。</p>	<p>報提供として「ホルムアルデヒドに過敏な方および乳幼児のご使用はおさげてください。」と注意表示を行うことを条件に化粧品に配合できることとしたものである。</p> <p>今後、新たな科学的知見があれば、当該表示規制の見直しの可否について、薬事・食品衛生審議会の意見も聴きつつ、慎重に検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[厚生労働省]</p> <p>(現在の検討状況)</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

3 工業関係等

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	<p>電気用品安全法の改正に伴い新設された検査記録保存義務の軽減</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>平成 13 年 4 月の電気用品取締法の改正（電気用品安全法の施行）に伴い、これまでの「外国製造事業者」がなくなり、輸入事業者が外国製造事業者に代わって「出荷検査の実施と出荷検査記録の保管」を行わなければならないこととなった（法第 8 条第 2 項）。</p> <p>さらに、この「出荷検査」を輸入事業者において行うのではなく、海外製造工場で行う場合には、輸入事業者が海外製造工場から出荷検査記録を取り寄せ、保管しなければならないこととなっており、（同検査記録の保管はロット単位でも可とされているものの、）極めて煩雑な作業であり、簡素化を図ってほしい。</p> <p>具体的には、当該検査記録については、外国製造事業者のコンピューター内にある電子的データを日本の輸入事業者のところで閲覧及び印刷することが可能となっていることから、当該検査記録の電磁的方法による保存について規定する「電気用品安全法施行規則」第 12 条について、「外国製造事業者で保存されている検査記録を直ちに日本の輸入事業者で表示できる場合には、輸入事業者において検査記録が保存されているものと見なす」旨の規定を追加する、あるいは、当該解釈を認めるなど、外国製造事業者で保存されている検査記録を直ちに日本の輸入事業者で表示できる場合には、輸入事業者において現に当該検査記録を保存しなくてもすむような措置を講じてほしい。</p>	<p>検査記録に関しては、電気用品安全法第 8 条第 1 項において、輸入事業者は「技術上の基準に適合するようにしなければならない」と規定されており、同条第 2 項において、輸入事業者は「電気用品について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。」と規定されている。</p> <p>このうち、同条第 2 項に規定する輸入事業者の義務のうち、「検査を行い、その検査記録を作成」することに関しては、他の事業者（海外製造事業者を含む。）に委託することは可能であるが、この場合であっても、同条第 1 項の規定により、輸入事業者は、当該検査記録を確認することにより、技術基準に適合した製品であることを確認する義務を有していることから、製品流通前のある時点で、検査記録は輸入事業者により手元で確認されている必要がある。</p> <p>一旦確認された検査記録は、市場流通後の製品に事故が発生した場合には、当省が直ちに危険及び障害の拡大の可能性を確認するため、当該検査記録を速やかに確認できる状態となっていることが必要であることから、通常輸入事業者がその事務所で検査記録を保存する必要があり、仮に検査記録が電磁的方法によって保存されている場合にあっては輸入事業者の保有する電子計算機等を用いて検査記録を直ちに表示できることが確保できていれば足りる。</p> <p>[経済産業省]</p> <p>（現在の検討状況） 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(2)	<p>乳幼児用肌着に含まれるホルムアルデヒドに関する規制の緩和</p> <p>[在日カナダ大使館]</p>	<p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律において、厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、厚生労働省令で、家庭用品を指定し、その家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関し、必要な基準を定めることができることとされている（同法第 4 条第 1 項）。これを受け、同法施行規則において、出生後 24 月以内の乳幼児用繊維製品のうち、おしめ等 11 品目に含まれる有害物質「ホルムアルデヒド」の含有量について規制が</p>	<p>(1)について</p> <p>日本においては乳幼児用繊維製品のホルムアルデヒドの含有量について、アセチルアセトン法による測定で吸光度差が 0.05 以下でなければならないとする基準を定めている。この値については検体中のホルムアルデヒド含有量がおよそ 15～20ppm 以下であることに相当するという実験データがある。諸外国の規制状況は一様ではないが、フィンランドやノルウェーにおける 30ppm という基準と比較して著しく厳しいとは考え</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>設けられている（同法施行規則別表第1）。また、厚生労働大臣等は、家庭用品衛生監視員に工場、店舗等への立入検査等を行わせることができ、必要があると認めるときは、当該家庭用品の回収命令を発すること等ができる（同法第7条）。</p> <p>カナダから乳幼児用肌着を輸入しているが、輸入時における所定の検査機関において製品試験を受け、上記基準を満たしているとの証明を受けたにも拘わらず、家庭用品衛生監視員による小売店への立入検査の際、基準以上のホルムアルデヒドが検出されたとの理由で当該小売店に回収命令が出され、その責任を負わされる形で当該小売店から損害賠償を請求された。</p> <p>(1) 日本の乳幼児用繊維製品へのホルムアルデヒドの含有許容値は、検出してはならない、というものである。これを国際的に比較すると、大多数の国ではそのような基準を設けてはおらず、規制が存在するところ、例えば、オランダの規制（ベビー服のホルムアルデヒド含有許容基準は、特に「使用前に洗濯のこと」との表示がない場合には洗濯前 120ppm 以内。また、1回の洗濯後 120ppm 以内とする。：W T O 告示 G/TBT/Notif.99.515、1999年10月13日参照）と比較しても、日本の許容値は不当に厳しい。また、ホルムアルデヒドは水溶性なので、製品を洗濯すれば容易に洗い流せる。</p> <p>については、諸外国の基準に照らして日本の基準を緩和すべきである。また、日本が採用している許容値を正当化する科学的根拠等を示してほしい。さらに、日本の規制により禁じられた最低基準のホルムアルデヒドがベビー服に含まれていた場合、それが原因となってどのような病気が発症したのか、実証データを示してほしい。</p> <p>(2) 製品を日本に輸出する際には基準を満たすべく注意を払ってお</p>	<p>ていない。ただし、ゼロ規制であるとの誤解をまねいている試験法については、諸外国に習い、ppmの単位で基準を示すようにするほか、移染(周囲に存在する化学物質が当該製品に付着し汚染してしまうこと)と樹脂加工品(製品そのものがホルムアルデヒドを発生する要因を有している)を科学的に区別し、別基準で取り扱えるようにするための見なおしを検討中である。</p> <p>当該基準については、ホルムアルデヒドが慢性毒性を有し、また数ppmの低濃度で感作性を有することが動物実験で判明していることから、特に乳幼児の経皮、経口等の暴露量をできる限り低減し、化学物質に対する抵抗力の低い乳幼児期における感作を予防するという観点から設定したものである。</p> <p>本規制は、基準に適合しない製品の販売等を防止し、抵抗力の弱い乳幼児のホルムアルデヒド暴露量を低減させることを目的としており、現行基準のもとでは、人において特定の病気が発生した例は承知していないが、今後も上記の基準設定の考え方を維持していくことによって、乳幼児に対する安全性を確保し、健康被害がおきないようにしていくことが重要と考えている。また、現行の基準より高いホルムアルデヒド含有量のもとでも、抵抗力の弱い乳幼児に対する安全性が同じ水準で確保されることを示す信頼に足る実証データが存在するのであれば、今後の規制のあり方について検討することを否定するものではない。</p> <p>(2)について</p> <p>現在のアセチルアセトン法で不検出と判定された検体は、吸光度差が0か0.01程度であることが多いが、基準の0.05をわずかに下回る値が測定されるものもあり、このような場合には、検体によってホルムアルデヒドの含有量に若干のバラツキがあることは避けられないと思われることから、不検出とされた検体と同一ロットの検体であっても、基準値を超えるものが出てくる可能性がある。個別のケースについては把握していないが、指摘のような試験結果が相違する原因の一つとして、このようなバ</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>り、その結果、輸入時における所定の検査機関による製品試験では基準を満たしていることが示されている。にもかかわらず、特定地域での保健所による立入検査の結果、基準以上のホルムアルデヒドが検出されたとの理由で、全国的な製品回収を余儀なくされた。この背景として、ホルムアルデヒドが自然界に存在するため、輸入時の検査では許容基準値以内であったものが、その後小売店で販売されるに至るまでの間の製品の保管管理状態により製品に吸収され(移染)、結果として小売店に対する立入検査において、許容基準値を超えてしまうことが考えられる。</p> <p>については、輸入時における所定の検査機関で行われた試験結果と保健所による小売店への立入検査結果が異なることについての厚生労働省の解釈、試験方法について、24月以内とそれを超えるものを分け、両者の試験方法が異なる(例:前者ではテストに「ホルムアルデヒド標準液」が要求されていない)理由、及び輸入時における所定の検査機関発行の証明書が効力を有しない理由、を示してほしい。また、小売店への立入検査で許容基準値を超えても、一律に全品回収命令を出すのではなく、製品の保管管理状態の検証による原因の所在の明確化、残りの製品を自主的に再検査し、問題がなければ販売することを認める等弾力的運用を行って欲しい。</p> <p>(3) 保健所による立入検査を平成12年11月頃よりほぼ月1回の割合で受けている。これは平均的な検査回数と比較して多いと懸念されたため、厚生労働省及び保健所等に検査された製品の情報提供を要請したところ、適切な記録が保管されていないとのことだった。</p> <p>については、立入検査が国内外の何れの製品に対しても平等に行われていることを裏付けるデータを</p>	<p>ラツキが考えられる。</p> <p>また、試験法については、上記のように化学物質に対する抵抗力の低い乳幼児期における感作を予防するという観点から、24ヶ月以内の乳幼児用繊維製品についてのホルムアルデヒド含有量の基準は成人用のそれよりも低く設定しており、比較的少ない量のホルムアルデヒドが溶出しているかどうかを判定するのに適した吸光度差を基準とした方法をとっているところである。</p> <p>なお、当法律で規制されるのは販売に供されている物品であるので、販売に供される以前の輸入時試験はあくまで企業の自主的な品質管理の手段であると認識しており、その試験結果は法的効力を有するものではない。</p> <p>商品回収に係る保健所等の行政指導については、特にホルムアルデヒドの場合は製品そのものの品質ではなく、保管状態による移染が基準値超の原因となり得るため、試買試験検査で基準値を超過した場合でも、再度複数店舗より同一製品の試買又は収去による試験を行い、同一製品に起因する基準違反のおそれを総合的に判定することとする等の指針を示し、既に弾力的運用を図ってきているが、現在検討中の、移染を科学的に判定可能な試験法を導入すれば、このような運用がより一層進むものとする。</p> <p>(3)について</p> <p>試買試験や行政指導の実務については基本的に法定受託事務として各自治体に委任されており、厚生労働省は規制基準、試験法及び処理基準等を定めている。</p> <p>試買試験の結果については、厚生労働省では検査実施件数のみの報告を受けているところであり、対象製品の生産国等の個別統計は所有していない。</p> <p>なお、昨年度は5744件の検査が実施され71件(1.24%)が基準値超過と報告されているが、これらの違反品については生産国等の情報を含む報告を受けており、提供することは可能である。</p> <p>[厚生労働省]</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>示してほしい。</p> <p>(再意見) (1)について 厚生労働省は回答の中で、吸光度差が「0.05 以下」という現行の基準は、「およそ 15～20ppm 以下」に相当するというが、この換算は恣意的であるように思われる。例えば、平成 13 年 9 月 26 日付けの(財)日本繊維製品品質技術センター(QTEC)のレポートでは、吸光度差 0.05 は約 15ppm 以下に相当するとされている。これを踏まえると、日本の規制(15ppm 以下)は、30ppm 以下の基準を設けている諸外国に比べ、非常に厳しい規制であると言える。</p> <p>厚生労働省は、検査方法がゼロ規制であるとの誤解を招いているとしているが、ゼロ規制であるという認識が非常に広範囲に知れ渡っているのが現状である。ガイドラインとして公布されている資料などからも窺える通り、自治体、関連省庁においてもこのことは同様であるように見受けられるので、そうではないことを確認して欲しい。</p> <p>また、日本の基準の正当性について厚生労働省は、「動物実験」の結果を基準とし規制が設けられたとするが、更なる科学的な証拠、根拠として使われた具体的な調査や分析、特に 0.05 ppm という基準がどのようにして決定されたかを示すものなど、詳細かつ具体的な説明をお願いしたい。</p> <p>厚生労働省は、基準値の緩和について、信頼に足る実証データを要求しているが、逆に、厚生労働省は、30ppm の許容基準で日本あるいは他国で問題が生じたケースにつき、何らかの記録を保有しているのか。</p> <p>(2)について 自主的に実施した実験結果によっても明らかな通り、通常的环境下においても空气中に存在するホルムアルデヒドの移染は避けられないが、検査方法に移染を見極める手段が欠如しているため、規制の公正な実施を困難にしている。</p> <p>輸入時の試験は企業の自主的な品質</p>	<p>(再対処方針) 再意見(1)について 先の回答にもあるとおり、日本においては乳幼児用繊維製品のホルムアルデヒドの含有量について、アセチルアセトン法による測定で吸光度差が 0.05 以下でなければならないとする基準を定めている。この値については、昨年より実施している試験法改定に向けた検討試験において、検体中のホルムアルデヒド含有量として 12～18ppm と言う換算値を得ている。先の回答にあるとおり、諸外国におけるホルムアルデヒド含有量についての規制状況は様ではないが、フィンランドやノルウェーにおける 30ppm という基準と比較して、著しく厳しいとは考えていない。</p> <p>むしろ、問題は指摘にあるように、ゼロ規制であるとの認識が広範に広まってしまっていること、移染(周囲に存在する化学物質が当該製品に付着し汚染してしまうこと)と樹脂加工品(製品そのものがホルムアルデヒドを発生する要因を有している)を科学的に区別できないことにあると考えており、先の回答にもあるように、ppm 単位で基準を示すようにするほか、移染と製品そのものにホルムアルデヒドを発生する要因を有しているものを科学的に区別し、別基準で取り扱えるようにするための見なおしを検討中である。</p> <p>問題提起者は基準についてさらなる科学的証拠の提出を求めているが、ホルムアルデヒドが慢性毒性を有すること、乳幼児と比較して皮膚のバリアー機能が高く、抵抗力が強いと思われる健常成人に対しても数 ppm でアレルギー反応を起こす可能性があることは、毒性学の分野では既に周知のことであると考えている。これに加え、基準設定に先立って実施された動物実験により、ホルムアルデヒドは数 ppm で感作性を有することが判明しており、特に化学物質に対する抵抗力が</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>管理の手段であり、法的効力を有しないとのことだが、そうであるならば、何らかの問題が生じた際、輸入業者が保健所から、輸入時点での検査機関からの証明書を提出するよう要請され、また、この検査証明書を所持していない場合には、管理不行き届きとの理由で、保健所への始末書の類を提出することが強要されるのはなぜか。</p> <p>本規制の責任は国レベルにありながら、その実際の運用は、最近、特に地方自治体（地域の保健所）へ移管されたばかりであるため、一貫性を欠いている例が多々見受けられる。我々は、本規制が依然として不明確である上、正当な理由がないまま国際的に受容された基準を逸脱しており、しかもその運用は恣意的であると考え。メーカーや輸入業者側は、日本の基準に適合すべく「ゼロ・ホルムアルデヒド方針」を工場に導入するなど鋭意努力を重ねているが、やはり、問題の根元は、メーカーや輸入業者のやり方にあるのではなく、この規制自体にあると考える。</p> <p>製品の供給者が日本の基準に適合できるように支援するために、我々は以下のとおり提案する。</p> <p>信頼性のある方法で検査の可能な、国際的に受容された水準に合った基準設定をすること。</p> <p>本規制の公正かつ平等な適用を図るため、保健所の職員を対象に必要な研修を施すことか、もしくは施行を従来通り国レベルの管轄とする。</p>	<p>弱い乳幼児における皮膚感作を防ぐという観点から、基準制定当時の水準でホルムアルデヒドの溶出が明らかに確認できる吸光度差 0.05 という値を基準として採用したものである。</p> <p>また先の回答にあるとおり、現行基準のもとでは人において特定の病気が発生した例は承知していないが、本規制は基準に適合しない製品の販売等を防止し、乳幼児のホルムアルデヒド暴露量を低減させることを目的としているものであり、乳幼児に対する安全性を確保し、健康被害がおきないようにしていくために重要であると考えている。ただし、現行の基準より高いホルムアルデヒド含有量のもとでも、抵抗力の弱い乳幼児に対する安全性が同じ水準で確保されることを示す信頼に足る実証データが存在するのであれば、今後の規制のあり方について検討することを否定するものではない。</p> <p>再意見（２）について</p> <p>基準違反の疑いが生じた際に、輸入業者が保健所から輸入時点での検査結果（検査機関の証明書等）の提出を要請されることについては、原因究明の手段として行われているものである。自主検査を実施するのは製造・輸入業者等か外部検査機関かは問われないが、自主検査で違反が判明しているにもかかわらず販売を強行した場合はもちろん、検査を実施していない場合は、製品の安全性の確認を怠っているとされてもやむを得ないと思われることから、改善に向けた行政指導の一つとして始末書等の提出が求められているものである。</p> <p>先の回答にもあるように諸外国におけるホルムアルデヒドの規制状況は一樣ではないが、本基準値が諸外国に比べて著しく厳しいとは考えていない。ただし、これまでの回答にもあるように、移染を科学的に判定できないという問題点があることは認識しており、改良試験法の開発・導入を検討しているところである。また、各自治体における法律の運用については、監視指導についての指針を通知で明</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>確に示しており、恣意的な運用は行っていない。</p> <p>なお、改良試験法については、確立され次第、技術面を含め周知と普及に努めたい。</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者において検討中。</p>

4 運輸・交通関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	<p>背高コンテナの運搬許可申請に係る添付書類の簡素化</p> <p>[広島商工会議所]</p>	<p>いわゆる背高コンテナの運搬にあたっては、現在、車両毎に運行の都度、通行経路の地図（経路図）を添付して、道路法第 47 条の 2 に基づき許可申請を行っているところ。</p> <p>しかし、日本において、背高コンテナを運搬する車両が通行できる道路は、既に特定されており、また、頻繁な新設もない（あっても道路管理所管官署で把握できるはず）ことから、当該申請に必要な書類の見直しを行い、経路図の添付を不要とするなど添付書類を簡素化すべき。</p>	<p>背高海上コンテナ積載車両については、あらかじめ指定された経路を、特殊車両通行許可を受けて通行できるものとしており、当該許可申請にあたっては、附属書類として経路図を提出するものとし、審査の際に経路表と合わせて通行経路の確認を行っているところである。</p> <p>背高海上コンテナ積載車両の特殊車両通行許可申請時における経路図の添付の省略については、指定経路の手続の性格、道路管理者の取締り実態等を踏まえ、通行許可経路の遵守に係る担保措置等を検討したうえ、総合的に判断する。</p> <p>[国土交通省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

5 建設関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	<p>構造用集成材の JAS 規格格付申請にかかる輸出国の試験データの受け入れ</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>外国産の構造用集成材について、JAS 規格による格付申請をする場合、輸入業者において、輸出国の基準による性能表、物性等を JAS 規格の基準に変換して申請することが求められている。(構造用集成材の日本農林規格)</p> <p>また、構造用集成材に係る JAS 制度は、任意の制度とはいえ、当該格付に合格しているか否かは、日本国内における当該物品の販売に大きな影響を与えることから、輸入品についても、実質的には JAS 規格に適合していることが求められている状況。</p> <p>今般、ニュージーランド産構造用集成材について、ニュージーランド規格 (NZS3603 等) に適合しているものを、JAS 規格へ適合させ輸入しようとしたところ、単位系、試験方法等の違いから、ニュージーランドの基準に基づく性能、物性等を JAS 規格に変換することができないため、当該申請ができず、輸入を断念せざるを得なかったところ。</p> <p>この申請については、現在のように、輸入業者に輸出国の基準から JAS 規格への変換を求めるのではなく、登録格付機関等が輸出国の試験結果 (性能値、物性等) を (単位等の変換をせずに) そのまま申請資料として受け入れてくれれば、上記のような事態とならず、円滑に輸入が行えたと思われる。</p> <p>したがって、農林水産省は、輸入品に係る JAS 規格への格付申請について、登録格付機関が当該輸出国の試験結果を (単位等の変換をせずに) そのまま申請資料として受理し、それを基に審査を行うことができるよう、必要な措置を講じてほしい。</p> <p>また、ニュージーランドが JAS 制度と同等の制度を有する国として認められていない理由及び今後の見通しにつき、教示願いたい。</p> <p><右欄 1 に対する東京商工会議所からの回答></p> <p>1 .農水省からの問い合わせの文中“ 外国の規格に基づいて検査したデータを JAS 規格の格付けのための検</p>	<p>1 問題提起のあった格付方法について</p> <p>問題提起では「輸入業者において、輸出国の基準による性能表、物性等を JAS 規格の基準に変換して申請することが求められている」とされていますが、このような申請方法は、JAS 法では認められていません。これは、「問題提起者に対する問い合わせ」の中で御説明しましたとおり 1、JAS 法では我が国の国民のニーズに対応して制定した JAS 規格に合致したもののみを格付けすることとされていますが、JAS 規格と外国の規格とで要求する性能の項目・基準値やその試験方法が異なることから、外国の規格に基づいて検査したデータを JAS 規格の格付のためのデータとして受け入れることや、外国の規格に基づいて格付けされた製品を JAS 規格により格付けされたものとみなすことはできないためであります。</p> <p>1 <問題提起者に対する問い合わせより抜粋></p> <p>頂いた問題提起については、第 1 パラ「JAS 規格による格付申請をする場合、輸入業者において、輸出国の基準による性能表、物性等を JAS 規格の基準に変換して申請することが求められている」としているが、JAS 規格による格付では、JAS 規格と外国の規格とで要求する性能の項目・基準値やその試験方法が異なることから、外国の規格に基づいて検査したデータを JAS 規格の格付のための検査データとして受け入れるというような格付の方法は認めておらず、認定製造業者以外の外国製品についての JAS 規格による格付の方法としては、製品の輸入後、登録格付機関が格付を行う場合 製品の輸入前、現地において登録格付機関 (又は登録外国格付機関) が格付を行う場合 がある。いずれの場合も、これらの機関が検査を実施することにより格付を行うこととしており、御指摘のような基準の変換の問題は生じないものと考えており、事実の誤認があるのではないかと</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>査データーとして受け入れるような格付け方法は認めておらず ……</p> <p>製品の輸入後、登録格付機関が格付けを行う場合</p> <p>製品の輸入前、現地において登録格付機関（又は登録外国格付機関）が格付けを行う場合“</p> <p>とありますが、私共は、前記したように初期においてその海外材が使用可能か否かの判断を、まず行わなくてはなりません。その際その材料が JAS のどの等級に該当するのか初期判断が必要に成るのですが、農水省の上記の文中にあるように初期判断のために必要となる海外データーによる格付けが認められていないため、私共独自で JAS 規格に置き換えて比較しようと試みたのですが、結局比較はできませんでした。</p> <p>2. 又、 の方法に付きましては、上図の検証が可能と判断され、かつ性能が合致するであろうという確信が有って輸入をした材料に付いて格付けを行う方法と考えます。</p> <p>3. の方法に付きましては、前記のように現場の材料取付時期と輸入時間との狭間で仕事を行っている私共にとりましては、現地において格付けを行ってから輸入する時間が有りませんので、性能が満足されているかどうかの初期判断が重要となります。最終的な格付け取得は、現地にて製品の製造、海上輸送の時間とオーバーラップして行われます。この点をご理解頂きたい。</p> <p>(再意見)</p> <p>1. 「初期判断」については、工場が行うか試験機関等に依頼するのではなく、政府機関等で、当該物資が JAS 規格のどの等級に該当するかを大まかに示すことは可能ではないか。</p> <p>要は単位変換の問題であり、上記サービスを政府機関等で行っても大きな負担とはならないのではないか。</p> <p>2. 農林水産省から在日ニュージーランド大使館に対し資料提出の要請を行った平成 12 年 10 月から既に 1 年以上が経過しており、今後のニュー</p>	<p>2 「初期判断」について</p> <p>貴所から頂いた回答（左欄）にある「初期判断」が格付を受ける前に、輸入しようとする製品がおおよそ JAS 規格に合致しているものかどうかを見極めておくための判断であるとすれば、JAS 規格は公表されており、その中に各品質項目について試験方法及び基準値が記されていることから、工場自ら試験を行うか又は試験機関等に試験を依頼されて、JAS 規格に定める基準値を満たすかどうかの判断をすることは可能と考えております。ただし、言うまでもなくこのような「判断」は正式な格付ではなく、この判断とは別に正規の格付を受ける必要があります。</p> <p>3 JAS 法で定めている外国製品に対する格付の方法</p> <p>外国製品に関する JAS 規格による格付の方法としては、</p> <p>製品の輸入後、登録格付機関が格付を行う場合</p> <p>製品の輸入前、現地において登録格付機関が格付を行う場合</p> <p>旧 JAS 法に基づき、認定外国製造業者が登録格付機関により格付を受ける場合（この場合、指定外国検査機関による検査データに基づき登録格付機関が格付することが可能）</p> <p>改正 JAS 法（平成 12 年 6 月施行）に基づき、外国の工場が登録認定機関により認定外国製造業者としての認定を受けて自ら格付を行う場合があります。</p> <p>今回問題提起のあった製品が旧 JAS 法に基づく認定外国製造業者の製品でないとするれば、JAS 格付を受けるためには、上記 又は により格付を受けることが可能です。また、 により外国の工場が認定外国製造業者として認定されていれば、当該製造業者が製造した製品については、自ら格付を行うことができます。</p> <p>4 ニュージーランドが JAS 制度と同等の制度を有する国として認められていない理由及び今後の見通し</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>ジーランドの対応予定等について、農林水産省から同国へ確認してほしい。</p>	<p>改正 JAS 法により、外国の機関についても、登録外国格付機関又は登録外国認定機関として登録することが可能となりました。ただし、当該外国が農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準あると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限っています。</p> <p>本件に関して、ニュージーランドについては、平成 12 年 10 月 6 日に同国の林産物格付制度と JAS 制度の同等性審査の要請があったため、同月 13 日に農林水産省から在京ニュージーランド大使館に対し、同等性審査のための資料の提出を要請したところですが、現在までに資料の提出はありません。今後、ニュージーランド側より資料の提出があれば、同等性審査の手続を進めていく予定です。</p> <p>(再対処方針)</p> <p>1 .これまで御説明したとおり、ニュージーランドの規格と JAS 規格とでは、それぞれの規格が要求する品質の項目、試験方法等が異なっているため、単純に両規格を比較することは困難です。参考として構造用集成材についてのいくつかの項目について比較してみると、例えば、JAS 規格の「接着の程度」の項目については、ニュージーランドの規格では Glueline Integrity が該当すると考えられますが、試験片、試験方法、適合基準が異なっており、ニュージーランドの規格に適合している製品が必ずしも JAS 規格に適合するとは言えません。</p> <p>2 .ニュージーランドの林産物に関する国の同等性審査については、平成 14 年 1 月 29 日に在京ニュージーランド大使館から同等性審査及び登録外国認定機関の申請手続につき問い合わせがあったため、同年 1 月 31 日及び 2 月 4 日に当方から在京ニュージーランド大使館担当官に対して、審査に必要な書類や同等性審査を求める林産物の種類の特等について改めて御説明したところです。</p> <p style="text-align: right;">[農林水産省]</p> <p>(現在の検討状況)</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(2)	外国製木製防火戸の輸入促進 [東京商工会議所]	<p>外国製木製防火戸については、日本の認定試験と同等の試験により認定された製品であっても、当該輸出国における認定がそのまま有効となるのではなく、新規に日本の認定試験を受け、認定書を取得することが求められているところ。</p> <p>(この点については、平成 12 年の改正建築基準法の施行による防火戸についての性能規定化等の規制緩和によっても変更がなかった。)</p> <p>1. しかし、欧州等では、木製防火戸が広く一般的に使用されており、その性能検査についても、むしろその知見が日本より蓄積しておりその信頼性は高く、また、日本においても、最近、木製防火戸の需要が急増していることから、外国製木製防火戸については、欧州等輸出国の認定結果をそのまま受け入れ、日本における認定は不要とする、あるいは、外国における検査データを受け入れ、それを基に日本における審査・認定を行うなど、簡便に日本の基準への適格が認められ、その輸入が促進されるようにしたい。</p> <p>2. また、海外の製造業者が予め承認認定機関による認定を受ける「型式適合認定」制度については、現在、承認認定機関とされている機関が皆無であり、改正法が本来予定していた制度を活用することができない状況にある。更に、本制度は、仮に今後承認認定機関として海外の機関が承認された場合においても、海外の製造業者との継続的取引がないと利用し難く、また、海外の製造業者が認定を受けるためには、実質的に日本企業が指導しなければならず、当該コストも過大な負担となることが予想される。</p> <p>したがって、国土交通省は、法が本来予定していた「承認認定機関」に係る制度を活用できるための措置を講じてほしい。</p> <p>3. 更に、当該法律は、平成 10 年法律第 100 号により改正され性能規定化されたが、当該規定に基づく、建築基準法施行令や防火設備の構造方法を定めた建設省告示においては、依然、性能</p>	<p>1. 外国製防火戸等について、当該国での試験データを活用して日本の防火性能基準に合致することを認定するために、平成 10 年に建築基準法を改正（平成 12 年 6 月施行）し、外国の性能評価機関であっても国土交通大臣の承認を受ければ、その性能評価機関（承認性能評価機関という）の性能評価書をもって国土交通大臣の認定を受けることができることとしたので、承認性能評価機関の制度を活用されたい。</p> <p>2. 「型式適合認定」を行う認定機関の指定（国内）又は承認（外国）にあたっては、内外の区別なく同等の要件を課しているところであり、要件を満たしている機関からの申請があれば、承認認定機関として承認することが可能である。</p> <p>さらに、現状においても既に外国を業務範囲に含めている指定認定機関があり、それらの機関であれば、外国の製造業者であっても型式適合認定を取得することが可能であることから、外国を業務範囲に含めている指定認定機関により、型式適合認定制度を活用されたい。</p> <p>3. 平成 10 年に建築基準法を改正（平成 12 年 6 月施行）し、防火設備の建築基準について性能規定化を行った。その結果、建築基準法施行令では、使用部位に応じ、20 分又は 1 時間の遮炎性能を有するものであれば、材料や厚さ等にかかわらず国土交通大臣の認定を受けることが可能となっている。従って、問題提起で、「本来の法趣旨である性能規定の考え方に立った「～の性能を有するもの」といった規定振りに改め」とある点は、既に改正済みである。</p> <p>また、「防火設備の構造方法を定めた建設省告示においては、依然、性能規定ではなく、当該物質の素材や厚さによる条件付けを行った規定振りとなっている」とあるが、これは、当該告示が所要の性能を有する仕様の例示を定めたものであるためであり、所要の性能を満たせばこの告示による</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針			
		<p>規定ではなく、当該物資の素材や厚さによる条件付けを行った規定振りとなっている。本来の法趣旨である性能規定の考え方に立った「～の性能を有するもの」といった規定振りに改め、技術進歩や国際的な建築基準の設定方向に柔軟に対応するための措置を講じて欲しい。</p> <p>(再意見)</p> <p>1. 日本の性能規定とそれを証明する試験方法が、外国のそれと異なることが問題であり、この点について国土交通省はどのように考えるのか。 承認性能評価機関の制度を活用しようとしても、この点がネックとなり、円滑に活用できないのではないのか。</p> <p>2. 外国の性能評価機関が国土交通大臣の承認を得るための手続を具体的に教示願いたい。 当該手続及び申請書類の英文のもの入手方法を教示願いたい。</p> <p>3. 外国を業務範囲に含めている指定認定機関とは、具体的にどのような機関があるのか。この指定認定機関は、承認性能評価も行っているのか。 また、国土交通省は、承認認定機関が皆無となっている現状をどう認識し、今後、海外の製造業者が予め承認認定機関による認定を受けることにより型式適合認定を取得するというスキームをどのようにすべきと考えているのか。 もし当該スキームが有用だと考えるならば、承認認定機関の承認を促すための積極的措置として、今後どのような方策を講ずる予定か。</p> <p>(再々意見)</p> <p>再対処方針の1. 及び 2. に関しては了解しました。</p> <p>3. に関して ” 外国を業務範囲に含めている ” というのは外国での性能試験を評価している日本の機関はあるか？ という意味です。外国産の防火戸を日本で試験して評価できるというのはあたりまえのことで聞くまでもありません。</p>	<p>必要はない。 所要の性能を満たす外国製木製防火戸があれば、現行の建築基準法の性能基準を活用されたい。</p> <p>(再対処方針)</p> <p>1. 日本の建築基準法における防火戸の耐火試験法は国際標準規格であるISO3008 と整合をとっている。外国の試験方法と異なるのであれば、どの点が異なるのか具体的にご教示されたい。</p> <p>2. 国土交通省としては、性能評価機関の指定/承認にあたって、建築基準法第 77 条の 57 及び建築基準法に基づく指定確認検査機関等に関する省令第 72 条から第 79 条に基づき審査を行っている。 具体的な申請にかかる手続の詳細については、必要に応じて国土交通省住宅局建築指導課までご相談されたい。</p> <p>3. 構造方法等の認定とは、建築基準法の例示仕様規定されていないものについて、所要の性能を有することについて、指定/承認性能評価機関の性能評価をもとに国土交通大臣が認定する制度。型式適合認定とは、建築基準法の一定のまとまりの基準(防火、構造等)に適合していることを予め指定/承認認定機関が認定し、建築確認の一部を省略することが出来る制度である。本件については、防火戸の構造方法等の認定に係るご意見であると考えられるので、指定/承認性能評価機関について回答する。 外国を業務範囲に含めている指定性能評価機関には以下のようなものがあり、これらの性能評価機関において、外国産の防火戸についても耐火試験を行い、性能評価することが可能である。</p> <table border="1" data-bbox="986 1787 1437 1944"> <tr> <td data-bbox="986 1787 1437 1843">財団法人日本建築センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="986 1843 1437 1899">財団法人ベタ・リビング</td> </tr> <tr> <td data-bbox="986 1899 1437 1944">財団法人日本建築総合試験所</td> </tr> </table> <p>また、承認性能評価機関の承認にあたっては、国内の指定性能評価機関の指定と同様の要件を課していること</p>	財団法人日本建築センター	財団法人ベタ・リビング	財団法人日本建築総合試験所
財団法人日本建築センター						
財団法人ベタ・リビング						
財団法人日本建築総合試験所						

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>現在、香港製の木製防火戸の輸入を検討しておりますが、歴史的背景により香港では英国のBS規格に従って認定しております。具体的には BS476に規定されている試験方法で性能評価しています。回答 1. にも書いてあるように日本の試験方法がISOとの整合をとった結果、ほぼ日本の試験方法と同じであります。</p> <p>現状では日本で防火戸として認定を取るには香港ですでに試験済み、認定済みであるにもかかわらず、ほぼ同じような試験を再度行わなければならない状況です。個別認定となりますので、金額的にも ドア- 1 種類で約300万円ぐらい発生します。これは大きな輸入障害です。</p> <p>香港に限らずISOに準拠している国は多いのですから、海外の国家に認定されているものは、書類の審査だけで十分であり、わざわざ同じ試験を繰り返し行う必要は無いと思います。</p>	<p>るである。現時点では、承認性能評価機関が存在しないため、海外の製造業者については、外国を業務範囲に含めている指定性能評価機関による性能評価を活用することが可能である。</p> <p>(再々対処方針)</p> <p>1 . 平成 12 年 6 月に施行された改正建築基準法により、海外の試験機関であっても、公正・中立な審査体制、高度な技術審査能力、適切な試験実施体制等を有する機関であれば国土交通大臣の承認を受けることが既に可能となっている。承認にあたって、国内の機関、海外の機関を問わず、同じ審査基準が適用される。</p> <p>2 . 承認を受けた試験機関において実施するISOに準拠した試験方法による防火戸の性能評価を経れば、国土交通大臣の防火戸の認定を取得することが可能であり、日本国内において再度試験を行う必要はない。</p> <p>3 . なお、現在、数力国において機関の承認に向けた手続きが進行中である。 (香港の試験機関からの承認性能評価機関の申請に係る相談は現在まで受けていない。)</p> <p style="text-align: right;">[国土交通省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

6 情報・通信関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	<p>輸入コンピューター用無線機に係る技術基準適合認定検査等の簡素化</p> <p>[広島商工会議所]</p>	<p>台湾から無線機（コンピューター用周辺機器で、0.01w 程度の電波を発信するもの。）を輸入しようとしたところ、関係法令に基づく、当該物品の全数・持ち込み検査が必要となることが判明したため、輸入を断念せざるを得なかった。</p> <p>当該検査に要する費用及び限られた検査施設への搬入等は、輸入業者にとって多大な負担であり、簡素・合理化が求められるところ。</p> <p>一方、大手国産品については、事前に生産ライン等の認定を受けることにより、個々の製品についての全数検査は免除されていると聞く。</p> <p>中小企業・ベンチャー企業育成と言われるなか、中小の輸入業者についても、上記「全数検査」や「持ち込み検査」等についての規制を緩和する等中小輸入業者の負担を軽減する対策を講じてほしい。</p> <p>具体例</p> <p>1．電気通信事業法上の電波を使用する端末機器について、微弱電波機器（微弱電波使用端末）の場合、電波法に基づく技術基準適合証明の対象外であるが、微弱電波であることの確認が必要であり、当該端末の認定申請にあたっては、原則としてその性能証明の写しを添付することが求められており、小電力コードレス電話、中速無線 LAN 端末等の場合（空中線電力が 0.01w 以下の無線局で省令で定めるもの）は、電波法第 38 条の 2 第 1 項の技術基準適合証明を受けなければならないこととされている。</p> <p>1 円でも安い商品仕入れの努力をしている中小企業者にとって、上記物資の全数検査は多大な負担となっており、全数検査ではなく、抽出（サンプル）検査等とするとともに、その検査費用も下げてほしい。</p> <p>また、検査施設としては、(財)テレコムエンジニアリングセンター(本部、各支所)がその業務を担っているが、当該法人以外の検査機関も活用できるよう措置を講じてほしい。</p>	<p>技術基準適合認定制度は、携帯電話等の電気通信端末機器を電気通信ネットワークに接続する際、電気通信事業者の接続の検査を省略することにより、電気通信事業者における経済的負担、時間的負担の軽減を図るために導入された制度である。</p> <p>本制度においては、「個別機器について認定を行う手続」のほかに「設計について認証を行う手続」や、認定試験事業者が申請機器についての試験結果を指定認定機関に提出した場合、審査の一部が省略される手続が既に導入されている。</p> <p>また、電気通信事業法等の一部を改正する法律が施行（平成 13 年 11 月）されたことに伴い、指定認定機関の指定基準である公益法人要件が撤廃され、営利法人等の参入が認められることとなった。今後は競争原理の導入に伴う指定認定機関間の競争を通じ、市場原理に基づくサービスの多様化や料金の低廉化が図られていくものと考えている。</p> <p>総務省に指定された指定機関名については、電気通信事業法において公示することが義務づけられており、官報により掲載されている。また、指定認定機関である（財）電気通信端末機器審査協会では、認定又は認証制度の審査に係る費用、期間等について、パンフレットやインターネットのホームページ等を通じて周知を行っている。</p> <p>1 技術基準適合証明制度は、携帯電話等の特定無線設備に係る免許手続を簡素合理化することにより免許申請者及び免許当局双方における免許事務に係る経済的負担、時間的負担の軽減を図るために導入された任意の制度である。</p> <p>本制度においては、「個別の機器について 1 台ずつ試験を行い、1 台ごとに証明を行う手続」のほかに、「無線設備のタイプ（「工事設計」）ごとに 1 台、サンプルを用いて試験を行い、当該工事設計について認証を行う手続」も既に導入されており、必ずしも「全数検査」を行う必要はない。また、認定点検事業者が申請設備についての点検結果を指定証明</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>なお、当該輸入を断念した後に出張証明制度があるとの情報を得たが、当該制度については、これまで全くその情報提供を受けておらず、当該制度について、その対象（生産ライン、個々の物資等）、当該検査に要する費用、申請後、受検までに要する期間等を明示し、制度の詳細について、広く周知を行い、中小企業者にとって活用しやすいものとしてほしい。</p> <p>2. 電波法上、総務大臣の無線局許可を必要としない微弱電波機器につき、電波法等で規定する電界強度の範囲内であることの証明は、任意のものであるが、違反には罰則適用もあることから、その受検が望ましいところ。</p> <p>しかし、当該検査は、限られた施設（上記センター松戸試験所）でしか行われておらず、遠隔地の業者にとっては、活用し難いものとなっており、遠隔地の業者も簡易に活用できるよう措置を講じてほしい。</p>	<p>機関に提出した場合、審査の一部が省略される手続が既に導入されており、必ずしも「持ち込み検査」を行う必要はない。</p> <p>平成13年7月に電波法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、指定証明機関の指定基準であった公益法人要件が撤廃され、営利法人等の参入も認められている。今後は競争原理の導入に伴う指定証明機関間の競争を通じ、市場原理に基づくサービスの多様化や料金の低廉化が図られていくものと考えている。</p> <p>総務省に指定された指定機関名については、電波法において公示することが義務づけられており、官報に掲載されている。また、指定証明機関である（財）テレコムエンジニアリングセンターでは、出張証明制度や証明制度に係る費用、審査期間等について、パンフレットやインターネットのホームページを通じて周知を行っている。</p> <p>2 微弱電波機器に対する性能証明は、任意のものであり、その受検については製造者等の判断に委ねられている。</p> <p>なお、テレコムエンジニアリングセンターでは、遠方者からの任意の性能証明申請に対応するため、事前に申込みを行うことにより、郵送による申請書及び受検機器の受け付けをしている。</p> <p style="text-align: right;">[総務省]</p> <p>（現在の検討状況） 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

7 輸入手続関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	<p>輸入品返品による関税・消費税の払戻し手続の簡素化</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>一旦輸入した商品について品質不良のため返品した。関税・消費税の払戻し手続を行う際、添付書類が複雑かつ多数あり、そのための時間も要した。また提出の都度、税関から新たな書類の提出を求められたため関税・消費税の払戻し手続を取り止めた。</p> <p>このような手続を行う際に税関は必要書類の説明を十分に行うとともに添付書類を必要最小限に簡素化すべきである。特に違約品等であることを証する書類は当事者同士が品質不良を認めた書類（通信文書）のみとすべきである。</p> <p>(再意見)</p> <p>「違約品等であることを証する書類」としては、「当事者同士が品質不良を認めた書類（通信文書）」が「クレーム解決書（輸出者がクレームを受諾する旨の電報又はテレックスを含む。）」に該当するのを確認したい。</p> <p>もし、該当しないのなら、「クレーム解決書（輸出者がクレームを受諾する旨の電報又はテレックスを含む。）」としての要件は具体的にどのようなものか教えていただきたい。</p>	<p>所管省庁における対処方針</p> <p>1 違約品等の輸出又は廃棄の場合の戻し税について、その関税の払戻し手続を行う際に払戻し申請書に添付する書類は、違約品等であることを証する書類及び輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書となっている。</p> <p>「違約品であることを証する書類」としては、クレームが成立した場合にあっては、クレーム解決書（輸出者がクレームを受諾する旨の電報又はテレックスを含む。）を、輸入者等が違約品であることを自ら立証する場合にあっては、分析表、試験成績表、公認検定機関の検量証明書その他違約品であることを立証する資料を添付させることになっている。</p> <p>2. このように添付書類については、なるべく簡素化し輸入者に過度の負担をかけない取扱いとしているところであり、今後とも添付書類の内容については、輸入者へ十分な説明を行うとともに、端的に違約品であることを証する書類を必要最小限添付させるように努めて参りたい。</p> <p>(再対処方針)</p> <p>「当事者同士が品質不良を認めた書類（通信文書）」が「クレーム解決書」に該当するかどうかについては、当該書類が単に双方が品質不良を認めた通信文書であるとすれば「クレーム解決書」には該当しない。</p> <p>「違約品であることを証する書類」としての「クレーム解決書」に求められる具体的な記載内容としては、</p> <p>(1) クレーム対象貨物を特定していること</p> <p>(2) 具体的なクレームの内容（他の資料により明らかな場合を除く。）</p> <p>(3) 輸出者が違約品であることを認めていること</p> <p>(4) 輸出者が返送（再輸出）又は廃棄に応じる旨の意思表示をしていること</p> <p>が少なくとも必要である。</p> <p>なお、</p> <p>(5) 貨物代金及び返送（廃棄）に伴う費用負担の明記</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>(6) 輸出者のサインがあればより望ましい「クレーム解決書」になるものとする。 [財務省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(2)	<p>コーヒーメーカー用ジャグの関税分類の見直し [東京商工会議所]</p>	<p>コーヒーメーカーの部品であるジャグは、ジャグのみ個別販売のために輸入する場合の関税分類はガラス製品のその他のもの(7013.39)に分類される。ジャグはコーヒーメーカー用のふた等がついており外観からも明らかにコーヒーメーカー用の部品である。したがって、関税分類をコーヒーメーカー(8516.71)に分類すべきである。</p> <p>(再意見) 今回の問題提起は、ジャグの税番、</p>	<p>1. 当該物品(ジャグ)は、関税率表の規定から、ドリップしたコーヒーを入れるガラス製品(コーヒーポット)であり、食卓用、台所用のガラス製品として7013.39号に分類される。</p> <p>2. このような考え方は関税協理理事会HS委員会がHS品目表の解釈のために作成した関税率表解説(Explanatory Notes)の70.13項(1)(食卓用又は台所用のガラス製品:例えば、コップ類、コプレット、tankards、デカンタ、哺乳瓶、水さし、ジョッキ類、プレート、サラダボウル、砂糖入れ、ソース入れ、果物入れ、ケーキ入れ、オードブル皿、ポウル、鉢、卵用カップ、バター皿、油又は酢を入れる瓶、食卓用又は調理用の皿、シチューなべ、キャセロール、盆、食塩入れ、砂糖振りかけ器、ナイフ置き、ミキサー、テーブル用のハンドベル、コーヒーポット及びコーヒーフィルター、砂糖菓子入れ、目盛りの付いた台所用品、プレートウォーマー、テーブルマット、家庭用攪乳器のある種の部分品、コーヒーミル用のカップ、チーズ皿、レモンしぼり器、水入れ)によっても確認することができる。</p> <p>3. なお、関税分類は、国際条約であるHS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)により、国際的に統一されており、現行制度のもとでは、7013.39号に分類することとしている。したがって、問題提起者の意見のとおり、コーヒーメーカー用ジャグをコーヒーメーカーに分類するためには、分類の変更について条約の手續に従い、国際的な合意を得ることがまず必要である。</p> <p>(再対処方針) 1. 関税分類は、HS条約(商品の名称</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>税率の問題ではなく、輸入に係わる政府規制の改善・撤廃についての要望である。</p> <p>現在ガラス製品と分類されているものを、コーヒーメーカーの部品とすれば関税が無税となるので、『ガラス製品でなくコーヒーメーカーの部品とすべき。』という要望である。</p> <p>弊社では、コーヒーメーカーの部品として取り扱っている。サプライヤーからのインボイスには、8516 と表記されている。</p> <p>『現行制度のもとでは、7013.39 号に分類する』というのではなく、</p> <p>コーヒーメーカーと一体の場合は無税で、ジャグのみをコーヒーメーカーの部品として輸入する時に、なぜ7013.39 号を使用しなければならないのか。</p> <p>規制緩和の方向に出来ないのか。を伺いたい。</p>	<p>及び分類についての統一システムに関する国際条約)により、国際的に統一されている。我が国はHS条約に加盟しており、同条約の規定に基づき関税分類を行うことが義務付けられている。</p> <p>2. コーヒーメーカー用ジャグについて、コーヒーメーカーと一体として輸入される場合の関税分類は、HS条約に規定されているセットにした物品に関する分類のルールに従って、全体を一体のものとして、当該物品に重要な特性を与えているコーヒーメーカーとして8516.71号に分類するものである。</p> <p>3. 一方、コーヒーメーカー用ジャグのみを輸入する場合には、輸入時にコーヒーメーカーとセットとなっていないことから、ガラス製品としての特性に着目して7013.39号に分類される。このような考え方は、HS条約に基づく分類を国際的に統一しているHS委員会の見解であり、HS委員会がHS品目表の解釈のために作成した、関税率表解説の70.13項においても明記されており、その内容は一般に公開されている。</p> <p style="text-align: right;">[財務省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(3)	<p>関税法等改正に係る法施行の事前周知について</p> <p>[広島商工会議所]</p>	<p>中国からパジャマを輸入しているが、これまで、当該物品については、特惠税率(無税)の適用を受けていた。ところが、急遽、「関税率法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第21号)が施行され、平成13年度については、4月以降、8.5%の税率が課せられることとなってしまった。</p> <p>当該物資について、本件事業者は、例年、3月に商品を日本へ運び、4月に輸入手続をしており、今回も3月に商品を入れ、4月に輸入手続を行おうとしたところ、上記改正により、これまで無税であったものが、税金を支払うことになってしまった。</p> <p>本件については、平成13年1月末、</p>	<p>1. <u>年度改正のスケジュール</u></p> <p>関税定率法等の改正は、会計年度ごとに原則行われている。関税収入見積もりが税収見積もりの一部を構成しており、関税改正が税制改正同様、単年度である予算措置に組み込まれていることがその背景である。したがって、関税の年度改正の施行期日を4月1日に設定している。関税改正作業のスケジュールは予算編成や税制改正の作業とほぼ同じである。具体例は以下参考のとおり。</p> <p>(参考)7月:関係省庁等へ改正要望調査依頼、8月末:改正要望の概要提出締切、9~12月:改正要望に関する関係省庁等との協議、審議会</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>「経済産業公報」に掲載された関税率審議会の答申を基に、通関業者から、「当該物資については、法改正により、4月以降、特惠税率の対象から外れる可能性が高く、3月末に国会で改正法が成立すれば最終的に確定する。」との話を聞いたのみである。しかし、通常、実際の輸入の3か月前には、具体的な輸入予定数量の決定や現地業者との契約締結等を行っている商慣行を勘案すると、当該変更措置が取られる3か月には確定的に特惠関税に係る変更事項を把握している必要があり、改正法の施行については、国民に対し直接何らの拘束力もない審議会答申をもって事前周知し公布日翌日に即施行するという方法を取るのではなく、改正法公布後3か月程度の周知期間を取った上で、法施行するようにしてほしい。</p>	<p>での調査・審議、12月末：次年度関税改正に係る審議会答申、1月：法案作成作業・内閣法制局審査、2月：閣議決定を経て国会へ法案提出（法案成立時は国会の審議次第だが、過去の実績では3月中下旬。改正法施行のための政令・省令の改正作業は、法の施行期日に間に合うように進められる。）</p> <p>2. <u>改正案の作成方法</u> 国会において審議される関税率法律等の改正案は通常内閣提出となっており、法案作成作業は財務省が担当している。法令において、関税・外国為替等審議会が「財務大臣の諮問に応じて関税率の改正その他の関税に関する重要事項を審議すること」（財務省設置法第8条、関税・外国為替等審議会令第6条）が規定されており、審議会が審議の結果として提出する年度改正の答申を改正法案作成の指針としている。</p> <p>3. <u>国民への公報</u> 過去の実績によれば、関税に係る法律・政令・省令の改正内容の官報への掲載時期は、上記で述べられた年度改正の性格上3月末である。 公布から施行までの期間が短いことに配慮して、財務省関税局としては、年度改正の指針となる審議会答申を12月末新聞発表・インターネットへの掲載等（通商公報にも掲載）を行い、更に閣議決定された改正法案を2月初旬にインターネットへの掲載を行うことにより、予測される関税改正内容について国民へ随時周知している。 特に、関税率の改正については、閣議決定された法律案は当然のことながら、審議会答申においてもその内容を明確かつ具体的に記載しております。</p> <p>4. <u>結 論</u> 以上のとおり、法律の成立が例年3月中下旬ごろであるため、官報の公布日と法律の施行日まで期間がほとんどないものの、関税の年度改正の作業</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>(再意見)</p> <p>現行やむを得ないと思うが、「国民への公報」として審議会答申段階でも税関の職員にも周知徹底を図るなど、公報活動のより一層の強化を要望する。</p>	<p>スケジュールは、予算措置の一部である税制改正とほぼ同様年末に内容が固まるのが通例であるので、法律の成立時期を含む改正作業スケジュールを変更させてこれ以上早めることは困難である。</p> <p>しかし、関税の年度改正に関する事前予測に資するため、品目毎の関税率の改正を含めて、年度改正の指針となる審議会答申や国会へ提出した法律案を国民へ周知することに財務省としては取り組んでいる。</p> <p>なお、法定されている審議会による答申は、国会の議決を経たものではないものの、関税の学識経験者から成る委員による議論を経た決定であり、これに沿って当局は法律案の作成作業を行っているため、関税改正の内容を予測する上で極めて有効な資料であるということ承知いただきたい。</p> <p>(再対処方針)</p> <p>指摘された再意見については、既に前回の回答に記載した事項のほか、審議会答申段階での税関職員への周知もを行っている。</p> <p>今後とも税関職員への周知徹底を図る等により、国民への公報活動により一層力を入れていく方針である。</p> <p>[財務省]</p> <p>(現在の検討状況)</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(4)	<p>のりの輸入割当申請手続きの簡素・合理化</p> <p>[札幌商工会議所]</p>	<p>食用海草(のり)は、外国為替及び外国管理法、輸入貿易管理令等に基づく非自由化品目となっており、輸入割当を受けないと輸入できない品目となっている。</p> <p>この輸入割当の申請については、現在、実績割当について、JETRASによる電子申請が可能となっているが、先着順割当及び新規割当については、経済産業省本省へ出向き申請を行わなければならない、北海道等遠隔地の事業者にとっては、過大な負担となっている。</p> <p>特に、平成13年度上期の場合、経済産業省の予想を大幅に上回る申請者が来省したため、先着順割当にもかかわらず、急遽、抽選を行い、その抽選に当選した者を先着順割当の対象とする</p>	<p>電子申請や郵送等による申請各地方産業局への提出のいずれかを認めて欲しい。</p> <p>この要望については、以下の理由により認められない。</p> <p>(理由)</p> <p>1.申請者の要望にこたえた公平な抽選の実施</p> <p>のりの先着順割当では、申請者が多いため(平成12年度は、230人の申請書類受領者に対し、1274人の申請)平成13年3月27日付け輸入発表第52号記の6に基づき抽選を行っている。</p> <p>抽選は、申請者の重複を防ぎ、公正かつ迅速な審査を行うため、申請者全員を一同に集めた上で、申請者が抽選</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>措置が取られたところ。(先着順を信じて札幌から東京へ出向いても、当日、急遽、抽選とされ、その抽選にはずれた場合、その時間的、金銭的損失は大きく、計画的に業務を営むことができない。)</p> <p>したがって、遠隔地の事業者が簡易に当該申請を行えるよう、先着順割当及び新規割当について、電子申請や郵送等による申請を認める、あるいは、各地方経済産業局への提出を認めてほしい。</p> <p>(再意見)</p> <p>1. 経済産業省は、先着順割当を抽選により行ったことについて、平成 13 年 3 月 27 日付け輸入発表によったとしているが、同輸入発表においては、「輸入割当申請数量の総計が輸入割当限度数量を超える場合には、抽選により順位を決定し」とされ、単に抽選により順位を決定する場合の条件が記載されている(その可能性が記載されている)にすぎず、輸入業者から見れば、実際に抽選が行われるか否かを確定的に知り得るものではない。</p> <p>抽選により順位を決定する場合、先着順受付当日の混乱を避け、効率的な事業活動を確保するためにも、予め抽選によるか否かを確定し、その旨を事前に公表するよう、先着順割当の方法自体を改善すべきである。</p> <p>また、平成 13 年度の申請においては、経済産業省が抽選予定会場を急遽変更しなければならない程(3,000 人以上)の申請者が集まり、会場は、非常口も分からない程混雑・混乱し、火災等の発生時には大惨事が危惧される状態であった。</p> <p>平成 14 年度は、日韓交流の促進等から申請件数が昨年度の 2～3 倍になるとの見込みもあり、更なる混雑・混乱が予想される。</p> <p>経済産業省は、このような状態にどう対処するつもりなのか明らかにすべきである。</p> <p>さらに、上記のような混雑・混乱</p>	<p>札を引き、当たり札を引いた者を当選者として確定し、さらに書類審査で合格した者に割当てを行っている。</p> <p>大多数の申請者は、抽選が申請者の監視のもとで行われることを強く要望していることから、申請者の目前で申請者により抽選を行うこととしている。</p> <p>電子申請ではこのような申請者の面前での抽選を行うことができないため、電子申請を認めることはできない。</p> <p>2. 審査の迅速性の確保</p> <p>電子申請、郵送又は地方経済産業局への提出を認めた場合、申請者は提出のために上京することは必要なくなる。しかしながら、審査の際には抽選に参加するため上京することが必要であることに変わりはない。従って、この方法をとったとしても申請から輸入割当証の発給までの時間がのびるだけであり、かえって申請者の利益を侵害することとなる。</p> <p>以上のとおり、大多数の申請者の要望及び審査の迅速性の確保の必要性を総合的に判断すると、現在の方法をとることはやむを得ないと考えている。</p> <p>(再対処方針)</p> <p>問題提起者は、予め抽選によるか否かを確定し、その旨を事前に公表するべきとしているが、当省においても当日まで何人の申請者が来場するか知ることはできないため事前に公表することは困難である。また、平成 13 年度の抽選に関し、問題提起者の言うような会場の変更等の事実はない。本年も多数の申請者が予想されるので、迅速に抽選を行えるよう適当な場所を確保する等の努力を行っているところである。</p> <p>申請者の多くがアルバイトであったとする問題提起者の指摘もあるが、抽選を行った者は書類上「自己の名と計算において輸入する者」としての要件を満たしており、名義使用等の事実はないものと考えている。現在のところ、大多数の申請者が自己の面前での抽選を希望している以上、電子申請による抽選を導入することは困難であると言わざるを得</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>を避けるためにも、下記のとおり、遠隔地の事業者がわざわざ東京へ出向かなくともすむよう申請方法を改善すべきである。</p> <p>2. 経済産業省は、申請者の前で申請者が抽選札を引くことが公正かつ迅速な審査に資すると主張するが、実際に抽選札を引いていた者は、申請者自身ではなく学生や主婦であり、これらの者は、東京在所の大手商社が関連会社の名義をも使って申請するために雇ったアルバイトであった。</p> <p>かかる状況をみれば、経済産業省の主張は詭弁としか言い得ない。</p> <p>また、経済産業省は、抽選により、申請者の重複を防ぎ、公正かつ迅速な審査が確保されるとするが、およそ前時代的発想である。</p> <p>申請者の重複排除は、電子化による方が確実性が高く、事務量も少なくすむものであり、また、申請から輸入割当証の発給までの期間についても電子化された環境による方が短縮される。</p> <p>したがって、経済産業省は、先着順申請者の管理及び抽選を電子化された環境で行い、当該環境で確定された候補者についての書類審査を各地方経済産業局で実施する措置を講ずることにより、遠隔地の事業者の申請手続について簡素・合理化を図るべきである。</p> <p>(再々意見)</p> <p>経済産業省からの再対処方針について、詭弁に詭弁を重ね自己の業務を正当化しようとする回答には驚きました。当日に何人の申請者が来場するのか知ることができないからこそ、事前書類の出先機関での受付又は電子受付等を行う必要がある。経費の面から見ても中小零細企業者はそれを願う。</p> <p>自己の面前での抽選を希望していた時代は過去のことである。昨年の抽選会場に来た者の話では話した者全員が「申請者を一同に集めた」現在の抽選方法に疑問を抱いていた。</p> <p>時の政府の大きな目標である構造改</p>	<p>ない。</p> <p>(再々対処方針)</p> <p>ご指摘の受付業務の簡素化は重要な課題と認識しており、今後ともどのような方法がとれるのか検討して参りたい。なお、申請の電子化については、これを積極的に進めたいと考えているが、現在のところなお技術的問題があることをご理解頂きたい。</p> <p>[経済産業省]</p> <p>(現在の検討状況)</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>革の柱である許認可申請業務などの電子化は経済産業省でも真剣に取り組んでいることでしょう。新規事業や創業の参入者などへの対策に取り組んでいる経済産業省への我々零細企業者として真剣に改革をお願いするところです。</p> <p>代理申請者、会場変更、会場の危険性等々の問題は、言った言わない、聞いた聞かないの次元の話になりますのでこれ以上のお話は致しません。</p> <p>しかし、受付業務の簡素化は申請者にとっても、経済産業省にとっても時代が必要としていることではないでしょうか。近い将来ぜひ取り入れてください。</p>	
(5)	<p>自動車用カーペットの輸入関税率の適正化</p> <p>[駐日韓国大使館]</p>	<p>自動車用カーペットについては、関税率表上「自動車用に適する寸法及び形状のもの」は無税であるが、その他のものは9.6%の関税が課せられる。</p> <p>日本の取引先から自動車用カーペットをロール状で納入することが要求されている。材質面から自動車用カーペットであることは明らかであり、通関時に、日本の需要社側（自動車メーカーの下請け企業）による「使用用途確認書」等を提示することで、「自動車用カーペット」としての関税率の適用(自動車用カーペット)がなされるようにすべきである。</p> <p>(再意見)</p> <p>カーペットの用途や材質等からみて自動車用と一般室内用は明確に判別できるとの点を勘案すると、本件対象品に対し関税を課すことは不当と思われる。</p> <p>なお、根本的な解決策として、本件対象品に対する「自動車用カーペット」としてのHS番号の適用を希望する。</p>	<p>1. 輸入貨物の関税分類は、関税法第4条の規定により、最終用途ではなく、当該貨物の輸入申告時の現況によることとされている。</p> <p>2. 自動車に使用するカーペットで無税の適用を受けるものは、5703.20号、5703.30号、5704.90号において「自動車用に適する寸法及び形状のもの」と規定されていることから、用途が自動車用であることのみでは十分ではなく、輸入申告の時点で、「自動車に適用する特定の寸法及び形状」と即物的に判断される必要がある。</p> <p>3. 従って、本品は、輸入申告時の現況が何ら裁断加工を伴わないロール状の原反であることから5703.20号、5703.30号、5704.90号の「自動車用に適する寸法及び形状のもの」(無税)を適用できない。</p> <p>(再対処方針)</p> <p>1. 輸入貨物の関税分類は、関税法第4条の規定により、最終用途ではなく、当該貨物の輸入申告時の現況によることとされている。</p> <p>2. 自動車に使用するカーペットで無税の適用を受けるものは、関税率法の規定に基づき5703.20号、5703.30号、5704.90号において「自動車用に適する寸法及び形状のもの」と定められて</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>いるものであり、当該規定上、輸入時の貨物の現況において、自動車用であることが明確に判断できる寸法及び形状であることが条件となっている。</p> <p>3. また、本品は何ら裁断加工を伴わないロール状の原反であり、カーペットの用途や材質等から見て自動車用と明確に判断できるとの主張は採用できず、本品は「自動車用に適する寸法及び形状のもの」として分類され得ないものである。</p> <p>(参考) < 関税法第4条 > 関税を課する場合の基礎となる貨物の性質及び数量は、当該貨物の輸入貨物の輸入申告の時における現況による。</p> <p>< 関税定率法別表 関税率表の規定 ></p> <p>57.03 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（タフトしたものに 限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>5703.20 ナイロンその他のポリアミド製のもの 適用税率</p> <p>5703.20-1 <u>自動車用に適する寸法及び形状のもの</u> 無税</p> <p>5703.20-2 その他のもの 7%</p> <p>5703.30 その他的人造繊維材料製のもの</p> <p>5703.30-1 <u>自動車用に適する寸法及び形状のもの</u> 無税</p> <p>5703.30-2 その他のもの 7%</p> <p>57.04 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（フェルト製のものに 限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。）</p> <p>5704.90 その他のもの</p> <p>5704.90-1 <u>自動車用に適する寸法及び形状のもの</u> 無税</p> <p>5704.90-2 その他のもの 8.2% [財務省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者において検討中。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(6)	税関の執務時間の延長 [東京商工会議所]	<p>輸入事業者が輸入手続きを税関の執務時間(8:30～17:00)外の休日・夜間に行う場合、臨時開庁制度があるが、臨時開庁の承認を執務時間内に行わなければならないことに加えて、臨時開庁のための手数料を支払う必要がある。</p> <p>臨時開庁制度ではなく税関の執務時間の延長を行うことで、24時間輸入手続きが可能となるようにすべきである。特にニーズの高い港、空港について24時間輸入手続きが可能となるよう迅速に実施すべきである</p>	<p>1. 税関においては、従来から執務時間外である夜間及び土・日・祝日であっても、輸出入手続きを求める要請があれば、関税法第98条の規定に基づく臨時開庁申請により、臨時に必要な職員を手当てし、対応している。</p> <p>2. また、執務時間外において臨時の手続きを求める要請の多い通関官署においては、既に執務時間外に職員を常駐させ、効率的な業務処理体制を整備している。</p> <p>(参考) 執務時間外に職員を常駐させている官署</p> <p>東京税関 成田空港貨物出張所365日24時間対応</p> <p>大阪税関 関西空港税関支署365日24時間対応</p> <p>門司税関 下関税関支署365日対応 (8:30～17:00)</p> <p>名古屋税関 名古屋空港税関支署365日最終便まで対応 (8:30～21:30)</p> <p>東京税関 東京航空貨物出張所平日20:00まで、 土曜8:30～17:00対応</p> <p style="text-align: right;">[財務省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(7)	水産物輸入割当の一部撤廃及び輸入割当に係る申請手続の簡素・合理化 [東京商工会議所]	<p>水産物の一部については、日本の漁業者保護を目的として、外国からの輸入数量を輸入割当制度により制限している。(輸入貿易管理令第9条)</p> <p>非自由化品目のうち、にしん、さば、いわし及びあじについては、各事業者が消化しきれない程大量な数量が輸入割当枠として割り当てられている状況にあり、上記品目については、実質的に輸入割当制度で輸入を制限する意味がなくなっている。</p> <p>加えて、当該非自由化品目については、輸入制限の意味がないにもかかわらず、輸入枠の申請や毎月の通関実績報告等煩瑣な事務手続を求められている状況。</p> <p>また、上記品目に限らず、輸入割当</p>	<p>1. にしん、さば、いわし及びあじを自由化品目とし、輸入制限を撤廃すること。</p> <p>水産物IQ(輸入割当)制度は、我が国沿岸・沖合漁業者等の主要漁獲物であるアジ、サバ等を対象にしており、その多くは近隣諸国と漁場・資源を共有している。このような共有資源の保存管理については我が国漁業者に対する規制のみで資源保存の効果をあげることは不可能であり、IQ制度は我が国の漁業者に対して講じられているTAC制度、許可制度等の資源管理措置を補完する重要な役割を果たしている。この機能は今後とも必要であると考えており、これらの魚種について輸入制限を撤廃することはできない。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>に係る事務手続については、以下の問題がある。</p> <p>輸入枠の申請において、輸入業者の事務担当者の源泉徴収票の写し等不必要と思われる書類の添付が求められている状況。</p> <p>当該申請の際、申請日、時間、場所が一方的に指定されるため、時間的猶予が全くなく、かつ、当日も抽選等のため拘束時間が長い。また、申請場所も東京の経済産業省本省に限られている(新規及び先着順割当)ことから、地方の輸入業者にとっては、特に過大な負担となっている。</p> <p>輸入割当証明書(IQ)取得後、個別の契約毎に、IQから輸入承認証(I/L)への切替申請が必要となり、その都度、指定場所へ出向き申請することが求められているが、諸申請の電子化が図られている中、依然として持参提出を求められることは、過大な負担となっている。</p> <p>また、上記輸入承認証には、輸入数量を記載するが、この数量については、別途、毎月、輸入通関数量報告として報告することが求められている状況。</p> <p>したがって、経済産業省は、下記の措置を講じてほしい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記品目を自由化品目とし、輸入制限を撤廃すること。 2. 上記品目に限らず、輸入割当に係る事務手続の簡素・合理化を図ること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 輸入枠の申請書類について、添付の必要性等を見直し、簡素・合理化を図ること。 (2) 輸入枠の申請日時については、例えば、受付のみの日を数日間設定し、後日、抽選を行うこととするなど、時間的な余裕を確保すること。 <p>また、申請場所については、各経済産業局への申請や電子申請を認めるなど、地方の輸入業者の負担を軽減するための措置を取ること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (3) 輸入割当証明書(IQ)から輸入 	<p>上記品目に限らず輸入割当に係る事務手続の簡素・合理化を図ること。</p> <p>輸入枠の申請書類について、添付の必要性等を見直し、簡素・合理化を図ること。</p> <p>先着順輸入割当ての必要書類及びその必要性は以下のとおりである。必要最小限の書類しか要求していないことから、提出書類の見直しは困難である。</p> <p>輸入割当申請書 2 通</p> <p>輸入貿易管理規則(昭和 24 年通商産業省令第 77 号)第 2 条第 1 項第 1 号八に基づく輸入者が輸入割当を受けるために必要な書類である。1 通は原本として輸入者に交付するためのもので、残りの 1 通は、経済産業省で控えとして保存するためのものである。</p> <p>輸入契約書の原本及びその写し</p> <p>輸入する意思を証明するためのもので、原本は確認後直ちに返還し、写しは経済産業省で保存するものである。</p> <p>水産物を自己の名と計算において輸入通関することが確実であることを証する書類 1 通及び以下の 2 種類の添付書類</p> <p>これらの書類は、法人又は個人が輸入する意思と能力があるか及び同一企業等が重複して申請をしていないかを審査するために必要な書類である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 添付書類 1 (1 通) <ul style="list-style-type: none"> (株式会社の場合) ・直近 1 か年の有価証券報告書 (その他の法人の場合) ・法人の登記簿謄本の写し ・事務所の不動産登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し (個人の場合) ・住民票、国民健康保険証、免許証等 <p>上記の書類は法人が現在存在し、現に事業を行っていることを証明するための書類である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 添付書類 2 (1 通) <ul style="list-style-type: none"> (法人の場合) ・法人税に係る直近の確定申告で税務

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>承認証（I/L）への切替については、オンライン上の提出あるいはファックス送付による提出など持参提出以外の方法を認めること。</p> <p>また、輸入数量については、輸入承認を受ける際提出していることから、これと重複する「輸入通関実績報告書」は廃止すること。</p>	<p>署に提出した確定申告書のうち別表一の写し（税務署の受付印が押印されているもの又は申告書の受付証明があるものに限る。）</p> <p>（個人の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書等（前年会社員だった個人が本年退社し、個人で事業を行う場合には、源泉徴収票の写し等） <p>輸入割当てを受けた者は、当該割当て貨物を輸入した際に貨物代金を支払うことになる。上記の書類は支払能力があることを証明するための書類である。</p> <p>輸入枠の申請年月日については、例えば、受付のみの日を数日間設定し、後日、抽選を行うこととするなど、時間的な余裕を確保すること。また、申請場所については、各経済産業局への申請や電子申請を認めるなど、地方の輸入業者の負担を軽減するための措置をとること。</p> <p>受付のみの日を数日間設定し、後日、抽選を行ったとしても、申請に当たり、重複提出を防ぐため本人の持参による申請を求めていることから、地方の申請者は申請時と抽選時の2回上京することが必要となる。これは、地方の申請者の利益を著しく侵害することから、この方法をとることは困難である。</p> <p>申請場所については、各経済産業局への申請や電子申請を認めることは困難である。理由は以下のとおり。</p> <p>（ ）申請者の要望にこたえた公平な抽選の実施</p> <p>先着順割当ては、申請者が多いため抽選を行っている。抽選は、同一申請者の重複を防ぎ、公正かつ迅速な審査を行うため、申請者全員を一同に集めた上で、申請者が抽選札を引き、当たり札を引いた者を当選者として確定し、さらに書類審査で合格した者に割当てを行っている。多くの申請者は、抽選が申請者の監視のもとで行われることを強く要望していることから、申請者の目前で申請者により抽選を行うこととしている。</p> <p>電子申請ではこのような申請者の面</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>前での抽選を行うことができないため、電子申請を認めることはできない。</p> <p>() 審査の迅速性の確保 電子申請、郵送又は地方経済産業局への提出を認めた場合、申請者は提出のために上京することは必要なくなる。しかしながら、審査の際には抽選に参加するため上京することが必要であることになりはしない。従って、この方法をとったとしても申請から輸入割当証の発給までの時間がのびるだけであり、かえって申請者の利益を侵害することとなる。</p> <p>輸入割当証明書 (IQ) から輸入承認証 (I/L) への切替については、オンライン上の提出あるいはファックス送付による提出など持参提出以外の方法を認めること。また、輸入数量については、輸入承認を受ける際提出していることから、これと重複する「輸入通関実績報告書」は廃止すること。</p> <p>先着順については、申請者の監視のもとで抽選を行う必要があるため、オンライン申請を認めていない。仮に、切替のみオンライン申請を認めたとしても、切替を行うためには原本の提出が必要であり、結局、申請者の労力の削減にはつながらない。</p> <p>また、IQ から I/L への切替に当たっては、IQ 原本への必要事項の記載が必要であるため、ファックスで申請を行うことを認めることは困難である。</p> <p>輸入割当ての際提出を求めている輸入数量は申請数量であり、輸入が確実に行われたことを報告する輸入通関実績報告書とは性質及び目的が異なるものであり、廃止することは困難である (IQ 受給者は国内の需要を満たすために原則申請量全量を輸入することが求められている。)</p> <p style="text-align: right;">[経済産業省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(8)	インターネットによる輸入貨物の	現在の NACCS においては輸入手続きにおける貨物の通関状況は NACCS を利用している通関業者等以外にはわ	1 . 現在、NACCS についてはインターネットの活用を検討しているところであり、その際には、インターネット

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	<p>情報提供</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>からない。</p> <p>NACCS のインターネット化は、現在財務省において実施に向けて検討が進められているとの事だが、輸入業者が申請し検索することにより通関状況が把握できるようなシステムにすべきである。その際、インターネットを介した NACCS の使用料は原則無料とすべきである。</p>	<p>を通じて通関業務を行う者が輸入貨物に係る通関状況を把握することが可能となるものとする。</p> <p>2. しかしながら、NACCS の運営経費は税関及び民間利用者の利用料金で賄われていることから、インターネットを利用して NACCS へ接続が行われる場合にも、通信回線費用の低減等を通じて NACCS の利用料金の低廉化は期待されるものの、システムの利用を無料とすることは困難である。</p> <p>[財務省]</p> <p>(現在の検討状況)</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(9)	<p>OEM供給品の輸入時の申請に係る提出書類に関する告示及び様式の定型化</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>ブランド品をOEM供給しているが、海外工場において生産した品物を輸入する際に、輸入品は、ブランド名を有する得意先に販売、納入する旨の誓約書、また、納入先からの同意書の写し、をその都度税関に提出することになっている。</p> <p>このような手続が周知されていないため、同意書を得意先から提出してもらう際、理解を得ることが難しく、時間も要する。このため、税関はOEM供給品の輸入時の申請に係る手続を告示などを通じて誰にでもわかる形で明らかにするとともに、周知徹底を図るべきである。さらに、負担軽減の観点からOEM供給品の輸入時の申請に係る提出書類である誓約書、同意書の様式を定型化すべきである。</p>	<p>1. 商標権等の知的財産権を侵害する物品は、関税率法第21条第1項第5号により、輸入禁制品と規定されており、税関は輸入申告に際して、申告された貨物が商標権等を侵害すると思料するときは、当該貨物が商標権等を侵害する物品に該当するか否かを判断するための認定手続を開始するとともに、権利者及び当該貨物を輸入しようとする者の双方にその旨を通知し、証拠の提出及び意見を述べる機会を与えることとしている。</p> <p>2. 本件について、認定手続に移行すると通関に時間がかかるため、OEM貨物の輸入申告に際してあらかじめ申告貨物が真正品であることを証明する書類が添付してあるときは、税関は当該書類を参考に認定手続を行うことなく、輸入を許可することがある。なお、この書類はあくまでも任意に提出するものである。</p> <p>3. 本件について、任意に提出される種類はいずれの場合も定型のものではなく、申告貨物が真正品であることを証明するものであればよいこととされている。具体的には、権利者、正規ライセンス等からの受(発)注書、契約書等の写しや権利者からの輸入同意書などがある。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>4 .輸入申告の際にあらかじめ輸入者が税関に申請品であることを証明する書類の提出は、基本的には、輸入者の判断で輸入申告後に税関が認定手続を開始することを回避するために任意に行われるものである。当該書類は、必ずしも輸入申告に際して税関に提出する必要のある書類ではなく、仮に当該書類の提出があっても権利侵害の疑いがある場合には税関は認定手続を開始することになる。したがって、当該書類は、輸入しようとする貨物の商品説明の一形態であり、特定の書類が提出されれば自動的に税関は認定手続を開始せず輸入を許可するという性格を有するものではない。</p> <p>5 .また、仮に様式の定型化等を行ったとしても、税関が当該様式以外の書類を受け付けないとすれば、こうした措置は不必要に規制を強化することにもつながることから、自由な様式を認めることにより、提出書類を幅広く受け付ける方が合理的ではないかと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">〔財務省〕</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(10)	<p>港湾荷役の24時間体制の推進</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>港湾荷役の作業時間については、平成12年4月に労使協定が改定され、恒久的に日曜日の荷役が実施可能となり、平日は明け方4時間を除く時間帯での荷役が実施可能となったとのこと(H13.4「各省庁における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」)だが、現実には、例えば、大阪港のコンテナヤード(ヤード内船積作業を含む)の場合、営業は月曜日から金曜日まで(一部、土曜日午前中あり)とされ、その受付時間も8:30~11:30、13:00~16:00となっている。また、この状況は9大港全て同じと聞く。</p> <p>当該問題は、国による規制ではなく労使間の問題とのことだが、仮に、通関業務について24時間対応が取られても、荷役業務が24時間対応でなければ意味がなく、国土交通省からも事業</p>	<p>1 .港湾の24時間フルオープン化の推進に関しては、「新総合物流施策大綱」(平成13年7月6日閣議決定)において、「引き続き、港湾荷役の更なる効率化・サービス向上を図るため、情報化の推進、作業の共同化等による事業基盤の強化を進めるとともに、行政手続においても取扱時間の延長等に努めつつ、港湾の24時間フルオープン化の早期実現に向け、関係者の取組を促進する。」ことが盛り込まれたところ。</p> <p>2 .国土交通省としては、港湾の24時間フルオープン化の早期実現を図るため、日本港運協会、日本船主協会、日本荷主協会、経済団体連合会、港湾管理者、行政(港湾局、海事局、財務省関税局、海上保安庁、厚生労働省)の関係者による平成13年度港湾物流効率化推進調査委員会を6月21日に発足させたところ</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>者団体等に対し、利用者の立場に立った指導をしてほしい。</p> <p>また、国土交通省としても、我が国主要港の国際競争力維持、強化の観点から、世界標準となっている作業時間の 24 時間化やその他の制約要因の解消について関係者による委員会を設立し、調査するとのことであるが、その進捗状況及び検討内容を示してほしい。</p>	<p>であり、現在、船社、荷主の具体的な需要、労働者の交代制の導入に伴う労働コストの問題、個別の港湾事情等の諸課題について鋭意検討中である。</p> <p>(注：その後の港運労使間協議の結果、平成 13 年 11 月末に、1 月 1 日を除く 364 日 24 時間の荷役実施が合意され、港湾の 364 日 24 時間フルオープン化が実現。)</p> <p>[国土交通省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(11)	<p>チップに関する輸入申告の弾力的運用</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>チップを輸入する場合に予備審査制度を利用して入港前に予備申告を行い、税関の輸入審査を済ませている。</p> <p>チップ船が開庁時間外に入港し、港ヤードへチップの荷揚げを開始する場合、輸入申告を臨時開庁することなく翌日の開庁時間内に可能とすべきである。</p> <p>また、チップ船は滞船することが多く、岸壁に着岸後の通関手続きが開庁時間外になることがある。そのため、開港内での滞船でも入港手続き終了後に通関手続きを可能とすべきである。</p>	<p>1 .ウッドチップの輸入に際し予備審査制度を利用された場合、当該チップが保税地域に入れられた後であれば、特段、保税地域搬入後直ちに本申告（輸入申告）する必要はなく、輸入者の意向により翌開庁時間内に輸入申告を行うことは可能となっている。</p> <p>2 .また、本船にウッドチップを積載したまま輸入申告する場合は、あらかじめ税関長の承認（本船扱い承認）を受ければ、保税地域に搬入することなく輸入申告を行うことが可能となっている。</p> <p>この場合、輸入申告に先立って、「積荷目録」が税関に提出されている必要がある。</p> <p>[財務省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(12)	<p>医療用具輸入に際しての必要書類提出の簡素化・迅速化について</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>医療用具を輸入するためには、事前に営業所ごとに輸入販売業の許可を受け更に輸入する品目ごとに輸入承認書及び輸入品目許可を受けなければならないと規定され、税関での確認に当たって、その輸入に際し数多くの書類の提出又は提示を義務付けられている。</p> <p>仕入書（写） 航空貨物運送状（AWB）又は船荷証券（B/L）（写） 医薬品等輸入販売業許可証（写） 医薬品等輸入承認書（写）及び輸入品目許可書（写）</p>	<p>医療用具の通関手続きは税関において実施しており、品目名のみで、輸入品とその者が輸入販売できるものとして許可された品目（許可品目）が同一であるか確認するのは困難であるため、その形状、構造及び寸法等についても確認する必要がある。</p> <p>また、大型の医療用具を輸入する際には、分割された部品の状態で輸入される場合もあるので、輸入品が許可品目と同一のものであることを、医療用具の規格等が記載されている医薬品等輸入承認書等により確認する必要がある。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>部品等の通関リスト（輸入者からのオリジナル書類）の提出</p> <p>しかし、輸入者の取得した医薬品等輸入販売業許可証には輸入販売が許可された品目表が添付され、そこには医薬品等輸入承認書の承認番号、許可月日、品目（名称等）も記載されており、本許可証を以って、輸入販売・輸入承認品目の証明が可能である。（但し、付属品及び部分品の詳細については輸入承認書に掲載されているため、税関は仕入書の1点ずつ輸入承認書のどこに掲載されているかの明示を求めているのが現状）</p> <p>また、の通関リストについては、通関業者により手書きでパーツリストを作成し、薬事の何ページに記載されているパーツであるかを記載するなど、非常に数多くの書類提出が義務付けられており、通関許可の遅延、業務の非効率・煩雑さを招いている。</p> <p>したがって、医薬品等輸入販売許可証、及び本許可証に添付されている医薬品等輸入販売業許可品目表の提出のみとし、輸入承認書の提出を今後取り止めることで、業務の煩雑化を解消し、税関に対しても重複した情報の提出をせず、より通関手続きの迅速化・簡素化を促進させることとしてほしい。</p>	<p>したがって、輸入品と許可品目が同一のものであることの確認を行うためには、品目名しか記載されていない医薬品等輸入販売業許可証の提示のみでは不十分である。</p> <p style="text-align: right;">[厚生労働省]</p> <ol style="list-style-type: none"> 今回、問題提起されている「医薬品等輸入承認書」及び「輸入品目許可書」並びに「部品等の通関リスト」の税関への提出又は呈示については、薬事法の主務官庁である厚生労働省がその目的及び必要性を判断し、税関に対して、具体的に取扱いの依頼をしてきているものである。 税関はそれに基づいて、輸入者が他の法令による許可、承認書等を得ていることの確認を行っており、関税法第70条の規定により、輸入者によって輸入申告の際、当該許可、承認を受けている旨の証明がなされなければ、税関は輸入を許可することができない。 したがって、当該書類の提出又は呈示の省略については、薬事法の主務官庁である厚生労働省の判断に委ねられる。 <p>【参考】</p> <p>関税法第70条： 他の法令の規定による許可、承認等を必要とする貨物については、輸入申告の際、当該許可、承認を受けている旨の証明をしなければならず、税関は、これがなされない場合には輸入を許可しない。</p> <p>関税法基本通達 70-3-1 別表第1(リ)の(2)のロ： 「輸入販売業許可証」、「輸入承認書」及び「輸入品目変更（追加）許可書」の提出あるいは呈示が必要</p> <p>事務連絡（昭和62年6月10日付輸入課長事務連絡）： 医療用具又は医療用具の付属品等を輸入し、その製品がどの承認書に係るものか容易に説明できない場合には、「医療用具の部品等の通関リスト」の提出を求めている。</p> <p style="text-align: right;">[財務省]</p> <p>（現在の検討状況） 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(13)	簡易申告制度における輸入者の限定条件の解除 [東京商工会議所]	<p>簡易申告制度は予め税関長の承認を受けた輸入者が継続的に輸入する指定を受けた貨物について、納税申告前に、貨物を引き取ることを可能とする制度である。本制度の利用の承認にあたり、申請する会社単位での受付となっており、会社の事業部や事業所単位での申請ができない。</p> <p>事業規模が多岐にわたり取扱品目が拡大している企業においては、申請に係る限定条件により、本制度の利用促進を阻害する要因となっている。したがって1企業1申請に限定する要件を解除すべきである。</p>	<p>1.簡易申告制度では、あらかじめ税関長の承認を受けている輸入者(特例輸入者)は、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、輸入申告と納税申告を分離し、納税申告前に貨物を引き取ることが可能となるが、その一方で、期限内に特例申告書を提出する義務(関税法第7条の2第2項)や所要の帳簿を備え付ける義務(関税法第7条の9第1項)等を負うこととなる。</p> <p>2.現実の貿易取引等において事業部や事業所等があたかもそれぞれが所属する法人から独立した存在であるかのように活動していることは事実と考えられるが、これらはいくまでも法人の内部組織として法人の目的のために活動するものであって、その行った法律行為の効果は原則として当該法人に帰属するものである。</p> <p>3.上記のような事業部や事業所等の我が国の法律上の位置付けを踏まえれば、関税法上特例輸入者に生じる権利義務の帰属主体についても事業部や事業所等が所属する法人とすることが合理的であり、現行の制度は適当なものである。</p> <p>4.なお、税関としては、特例輸入者の承認に当たり、関税法第7条の5各号に定める欠格事由に該当しない者に対しては、迅速に承認することができるよう努めているところである。また、特例輸入者の承認を含め、簡易申告制度に係る各種手続きが円滑に行われるよう各税関には簡易申告制度に係る業務全般の総括的な責任者として簡易申告管理官がおかれ、各種の事前相談等も行っているところである。</p> <p style="text-align: right;">[財務省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(14)	簡易申告制度の改善 [広島商工]	<p>簡易申告制度は予め税関長の承認を受けた輸入者が継続的に輸入する指定を受けた貨物について、納税申告前に、貨物を引き取ることを可能とする制度</p>	<p>1.引取申告に係る担保は、簡易申告の指定を受けた貨物の、前年における納税額の12分の1(すなわち、前年納付実績の月平均額)又は当該月において</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
	会議所]	<p>である。</p> <p>本制度における「引取担保」は全ての指定貨物に課される関税等の納付見込額又は前年における納税額の12分の1に相当する額のどちらか多い額の担保を前月末日までに提供しなければならない。一方、納税申告は翌月末日までであるが、納期限延長の承認申請を行えば2ヶ月以内の納期限の延長が可能であり輸入した月の3ヶ月後に納税することが可能である。</p> <p>引取担保の提供は中小業者にとって資金を固定することになり負担となっているためこの制度の利用が増えない理由の一つである。</p> <p>したがって、輸入しようとする月の前月末日までに提供する「引取担保」の額を前年納付実績の月平均額として1年間据え置くこととし、また、納期限延長の承認申請を行うことなく3ヶ月毎に納税申告を行い、まとめて納税すれば簡易申告制度を前向きに利用できる。</p>	<p>輸入しようとする貨物の納税見込み額とのいずれか多い額の担保(いわゆる引取担保)を、当該月の前月末日までに提供しなければならないとされている。これは、簡易申告制度においては、関税等を納めることなく貨物を引き取ることから、関税等の額に見合った額の担保を提供させ、もって関税等の債権の確保を図るものである。(関税法第7条の8第1項)</p> <p>また、特例申告を行うことにより確定した納税額について、納期限の延長を受けたい者は、当該税額に相当する担保の提供を行い、当該担保額を超えない範囲内において、当該納期限を2カ月以内に限り延長することができる。これは、延長された関税等の額に相当する担保を提供させ、もって関税等の債権の確保を図るものである。(関税法第9条の2第3項)</p> <p>2. ご提案された制度は、1カ月分の引取担保を提供するだけであるから、結果として次のような制度を提案されていることとなる。</p> <p>ある月(例えば9月、以下「当該月」という。)の輸入について、引取担保(前年納税額の12分の1)を提供し簡易申告制度を利用、さらに、その担保をもって納期限(当該月の翌月末日)を2カ月延長する。</p> <p>当該月の翌月(10月)の輸入については、引取担保を提供することなく、簡易申告制度を利用し、さらに納期限延長の担保を提供することなく、納期限を1カ月延長する。</p> <p>当該月の翌々月(11月)の輸入については、引取担保を提供することなく、簡易申告制度を利用する。</p> <p>当該月の3カ月後の月(12月)の輸入については、引取担保を提供することなく、簡易申告制度を利用、さらに納期限延長の担保を提供することなく、納期限を2カ月延長する。</p> <p>(当該月の4カ月後の月(1月)の輸入については、当該月(9月)の輸入について当該月の3カ月後の月(12月)の月末に納税されているこ</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>とから、 で提供した引取担保が解除されるので使用することが可能になると考えられる。)</p> <p>3 . したがって、 4 カ月の輸入のうち、 1 カ月分の引取担保を提供するだけで、他の3カ月の輸入については、何ら担保を提供することなく、簡易申告制度及び納期限延長制度を利用することとなり、結果として少なくとも3カ月分の輸入に対する関税等の債権の確保はできなくなることから、ご提案された制度の導入は困難であると考える。</p> <p style="text-align: right;">[財務省]</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(15)	<p>JETRAS による輸入申告手続の導入</p> <p>[広島商工会議所]</p>	<p>JETRAS では、輸出申告はできるが、稼働後1年経っても輸入申告はできない状況。</p> <p>現在、輸入申告については、通関業者に委託し、この通関業者が NACCS で処理しているが、民間企業としては、僅かの通関費も削減したいところ。</p> <p>1 . JETRAS での輸入申告が可能となれば、通関業者に委託することもなく、会社のデスクから申告が行えるようになることから、是非、輸入申告も可能としてほしい。</p> <p>なお、現在、閣議決定に基づき、JETRAS と NACCS の連携確保が図られているところと聞いているが、利用者としては、NACCS とのリンクは必要なく、JETRAS で輸入申告ができればそれでよいので、迅速な対応を要請する。</p> <p>2 . 上記措置が困難な場合、NACCS で現在行っている「輸入申告」、「輸出申告」等について、JETRAS 同様、各輸入業者の端末機器を用いて無料で行えるよう、直ちに措置を講じてほしい。</p>	<p>JETRAS は、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく輸出入許可・承認の申請を電子的に行うことができるシステムである。</p> <p>JETRAS の対象となるものは、あくまでも外為法に基づく輸出入の規制品目又は規制 地域に対する許可・承認の申請に係るものであり、関税法に基づく輸出入申告を対象とするものではありません。</p> <p>JETRAS と NACCS は平成14年度を目途に連携することとしているが、これは税関が輸出入申告の際に他法令確認業務として外為法に基づき行った輸出入許可・承認証の裏面にその事実確認をするという裏書き業務を電子的に行うものである。</p> <p>JETRAS と NACCS が連携することにより、通関業者が輸出入の申告を電子的に行う際に使用する NACCS 用端末と同一の端末で JETRAS 上の裏書き業務を行うこと、税関に対して書面による許可・承認証を持参しないで輸出入申告を行うことが可能となる。</p> <p style="text-align: right;">[経済産業省]</p> <p>1 . 貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) は「外国為替及び外国貿易法」(外為法)に基づく輸出入許可・承認申請を電子的に行うことができるシステムである。JETRAS の対</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>象となるものは、あくまでも外為法に基づく輸出入の規制品目又は規制地域に対する許可・承認の申請に係るものであり、関税法に基づく輸出入申告を対象とするものではない。</p> <p>通関情報処理システム（NACCS）は輸出入申告手続を含めた税関手続及び関連する民間業務を処理するシステムである。したがって、税関に対する輸出入申告はNACCSにより処理されることとなる。</p> <p>2．NACCSは、従来専用の端末機を用いてきたところであるが、平成11年10月の海上システムの更改、13年10月の航空システムの更改により、各利用者の所有する一般の端末機（パソコン）を用いて業務を行うことを可能としたほか、現在、インターネットを經由してのNACCSへの接続を可能とする方向で検討しているところである。</p> <p>しかしながら、NACCSの運営経費は税関及び民間利用者の利用料金で賄われていることから、インターネットを利用してNACCSへ接続が行われる場合にも、通信回線費用の低減等を通じてNACCSの利用料金の低廉化は期待されるものの、システムの利用を無料とすることは困難である。</p> <p style="text-align: right;">[財務省]</p> <p>（現在の検討状況） 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

8 その他

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	<p>グルタルアルデヒドの変異原性試験方法の国際的整合化</p> <p>[在日米国大使館]</p>	<p>諸外国（米国、欧州等）及びOECDのガイドラインによると「変異原性試験」とは、in vitro 試験（試験管内で行う比較的単純な試験）及び in vivo 試験（生体で行うより包括的試験）を併せて行い、両試験の結果を用いて総合的に判断し、さらにその度合いによってクラス分けをするような制度になっている。</p> <p>一方、厚生労働省（旧労働省）の労働安全衛生法における変異原性試験のガイドラインでは、in vitro 試験のみで変異原性の有無を判定し、また、その度合いによるクラス分けもされていない。また、この試験により、変異原性があるとされた化学物質は、取り扱い注意物質として公表されている。その結果、本件の対象化学物質であるグルタルアルデヒドのように、諸外国（米国、欧州等）の変異原性試験では、陰性（変異原性なし）とされている化学物質でも、労働安全衛生法における変異原性試験のガイドラインにそった試験では、陽性（変異原性あり）として公表され、不当な差別を市場で受けている。</p> <p>したがって、労働安全衛生法における変異原性試験のありかたについて、スクリーニングテストとの位置付け、及び上記の諸外国の制度との整合性を考え、現在の労働安全衛生法における変異原性試験結果に基づき「変異原性が認められる」とされた化学物質であっても、その後、国内外を問わず、in vivo 試験により「変異原性が認められない」という信頼できる試験結果が得られた場合は、「変異原性が認められる」とされる化学物質のリストから削除できる制度をつくるべきである。</p> <p>（再意見）</p> <p>1. 下記の2点から、変異原性のあるとしてリストされた物質を、より信頼性の高いデータが有用になった場合は、リストより削除するプロセスが必要と考える。</p> <p>(1)厚生労働省の対処方針について、「OECD化学品テストガイドライン</p>	<p>所管省庁における対処方針</p> <p>現行の有害性の調査制度では、がん原性の疑いのある物質を洗い出す（スクリーニング）ため、労働安全衛生法第57条の5に基づいて『微生物を用いる変異原性試験（生体外（in vitro））』と『ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験（in vitro）』の2種類の試験を行い、変異原性の評価を行っている。厚生労働省では、多くのがん原性物質はこの2種類の試験で強度の変異原性が認められることに鑑み、2種類の試験で強度の変異原性が認められた物質については、その結果に基づき労働者の健康障害を予防するという見地から、当該物質の周知及び製造又は取り扱う場合の措置について指導を行うものである。</p> <p>上記の2種類の試験方法の組み合わせについては、「毒性試験に関するOECDテストガイドラインの序論及び試験の選択と適用の手引」においても、ほとんどの潜在的な変異原物質や遺伝毒性を示す発がん物質を検出できる組み合わせとして支持されている旨の記載がある。</p> <p>上記2つの試験によって変異原性が認められた化学物質について、これら以外の生体内（in vivo）の変異原性試験の結果をもってその取扱を変更することは、ヒトに対する発がん性がないことの確かな立証が得られない限りできないと考えている。</p> <p>特に、このグルタルアルデヒドは、WHOのIARC（国際がん研究機構）やACGIH（米国産業衛生専門家会議）においても、ヒトに対する発がん性の評価が定まっていないところである。</p> <p>[厚生労働省]</p> <p>（再対処方針）</p> <p>1 労働安全衛生法第57条の5に基づいて実施している『微生物を用いる変異原性試験（生体外（in vitro））』と『ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験（in vitro）』は、がん原性の疑いのある物質を洗い出す（スクリーニング）ために実施しているところであ</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>/p3503、遺伝毒性試験に関するOECDテストガイドラインの序論及び試験の選択と適用の手引き」に「・上記のように、in vitro の試験に関するプロトコルは、試験の構成上妥協している点があるが、実際には、これらのプロトコルを使ってほとんどの化学物質について信頼できる結果を得ることができる」との内容があり、対処方針と同様の内容を示していると考えられるが、その後「しかし、結果の解釈に関して、化学物質の構造が及ぼす影響に注意を払うことがその化学物質に関する試験のプロトコルが適正であることを決定するうえで重要な要因となる」との記載もあり、一律にすべての化学物質の変異原性を調べるプロトコルとして invitro 試験のみでガイドライン化することはこの記述から考えると無理があると思われる。</p> <p>(2)同書中、「6.実際に試験をどのように用いるか?」については「一般に用いられている変異原性試験の数がたくさんあるので、化学物質を試験する方法の用い方についていろいろな体系が発展してきた。これらは便宜上2群にわけられる。すなわち、連続的または段階的方法およびあらかじめ決めた組み合わせ法である。段階的方法は、論理的な試験の配列から成り立っており、通常2ないし3つの invitro 試験で始まり、第2段階で invitro そして/または in vivo の試験を行うが、いずれを選ぶかは、多くの場合、最初の試験の結果によって決定される。第2の方法は、事前に決められた、平行して行われる in vitro および in vivo の試験の組み合わせから成り立っている。これらの試験から得られた基礎資料はすべて総括的に考察される。いずれの場合でも変異原性試験の結果は、他の毒性試験や薬物動態学的研究から得られたデータを合わせ考察されなければならない」との記載があり、段階的に試験を実施し、総括的に考察されることとなっており、我々が今回提起した「変異原性が認められる」とされた化学物質であっても、その後、国内外を問わず、in vivo 試験により、変</p>	<p>り、この2種類の試験で強度の変異原性が認められた物質については、労働者の健康障害を予防するという見地から、当該物質の周知及び製造又は取り扱う場合の措置について指導を行うものである。</p> <p>上記のように、本制度は当該物質を取り扱うこととなる労働者の健康障害を防止するため、行政的な措置が必要か否かを判断するためにできるだけ多くのがん原性の疑いのある化学物質を調査することを目的とし、簡便な試験手法によりがん原性のスクリーニングを行っているものである。</p> <p>また、上記の2種類の試験方法の組み合わせについては、「毒性試験に関するOECDテストガイドラインの序論及び試験の選択と適用の手引き」においても、ほとんどの潜在的な変異原物質や遺伝毒性を示す発がん物質を検出できる組み合わせとして支持されている旨の記載がある。</p> <p>なお、変異原性試験の用い方については、問題提起者が引用した「遺伝毒性試験に関するOECDガイドライン序論および試験の選択と適用の手引き」の「6．実際に試験をどのように用いるか?」に記述があるが、がん原性の疑いのある物質を調査し、労働者への健康障害を予防するという観点からは、上記の2種類の in vitro の試験によって変異原性が認められた化学物質について、これら以外の生体内 (in vivo) の変異原性試験の結果をもってその取扱を変更することは、ヒトに対する発がん性がないことの確かな立証が得られておらず、またWHOのIARC (国際がん研究機構) やACGIH (米国産業衛生専門家会議) において、ヒトに対する発がん性の評価が定まっていない状況においてはできないと考えている。</p> <p>2 動物試験によりがん原性が認められた物質については、ヒトに対する発がん性のおそれが否定できないことから、専門家による意見を踏まえ、労働安全衛生法第28条の規定により、当該物質をがんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれがある</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>異原性がないという、信頼できる試験結果が得られた場合は、「変異原性が認められる」とされる化学物質のリストから削除する制度をつくるべきである」といった段階を経て考察をする内容に合うものであり、我々の提起内容の方がOECDのガイドラインに沿ったものであると思われる。そのため、再度、制度の見直しをご検討いただきたい。</p> <p>2. 厚生労働省からの回答中、「ヒトに対する発がん性がないこと確かな立証が得られない限りできないと考えている。」に関して、厚生労働省では多くの化学物質について、多くの動物で行われた、発がん性試験の結果についてどの様な位置付けをされているのか。</p> <p>3. すべての変異原性のある物質としてリストされた化学物質のテスト結果の信頼性を高めるために、厚生労働省ではどの様な努力をされているのか。例えば、in vivo での試験の実施や発表されてきている信頼性の高い、有用な情報の入手とそのレビューはされているのか。さらに、既にさまざまな形（リストになっている等）で発表されている物質の評価について、そのリストから削除する等の措置は一切とられていないのか。</p>	<p>ものとして定め、当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を公表しているところである。</p> <p>3 厚生労働省では、微生物を用いる変異原性試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験を行った物質を含め、専門家による意見を踏まえ、内外の文献等から有害性の高いと思われる物質について、動物を用いたがん原性試験、生殖発生毒性試験を実施しており、化学物質に関する有害性のデータの集積に努めるとともに、その結果に基づき化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針を定める等の措置を講じているところである。</p> <p>(現在の検討状況) 問題提起者において検討中。</p>